

令和 7 年第 1 回
大崎市議会定例会議案

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

大 崎 市

目 次

諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	1
諮問第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	2
諮問第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	3
諮問第 4 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	4
諮問第 5 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	5
諮問第 6 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	6
議案第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度大崎 市一般会計補正予算（第 1 0 号））……………	7
議案第 2 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度大崎 市一般会計補正予算（第 1 1 号））……………	9
議案第 3 号	教育委員会委員の任命について……………	11
議案第 4 号	令和 7 年度大崎市一般会計予算……………	12
議案第 5 号	令和 7 年度大崎市市有林事業特別会計予算……………	21
議案第 6 号	令和 7 年度大崎市奨学資金貸与事業特別会計予算……………	23
議案第 7 号	令和 7 年度大崎市夜間急患センター事業特別会計予算……………	25
議案第 8 号	令和 7 年度大崎市日本語学校事業特別会計予算……………	27
議案第 9 号	令和 7 年度大崎市国民健康保険特別会計予算……………	29
議案第 1 0 号	令和 7 年度大崎市後期高齢者医療特別会計予算……………	32
議案第 1 1 号	令和 7 年度大崎市介護保険特別会計予算……………	34
議案第 1 2 号	令和 7 年度大崎市宅地造成事業特別会計予算……………	38
議案第 1 3 号	令和 7 年度大崎市工業団地造成事業特別会計予算……………	40
議案第 1 4 号	令和 7 年度大崎市水道事業会計予算……………	42
議案第 1 5 号	令和 7 年度大崎市下水道事業会計予算……………	46
議案第 1 6 号	令和 7 年度大崎市病院事業会計予算……………	50

議案第 1 7 号	大崎市鳴子温泉地域市営バスの設置及び運営並びに管理 等に関する条例の一部を改正する条例……………	55
議案第 1 8 号	大崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改 正する条例……………	58
議案第 1 9 号	大崎市特別会計条例の一部を改正する条例……………	60
議案第 2 0 号	大崎市市税条例及び大崎市地方活力向上地域における固定 資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例…	61
議案第 2 1 号	大崎市都市計画税条例の一部を改正する条例……………	63
議案第 2 2 号	大崎市手数料条例の一部を改正する条例……………	66
議案第 2 3 号	大崎市手数料条例及び大崎市建築基準条例の一部を改正 する条例……………	68
議案第 2 4 号	大崎市まちづくり基金条例の一部を改正する条例……………	93
議案第 2 5 号	大崎市立学校の設置に関する条例及び大崎市立幼稚園預 かり保育の実施に関する条例の一部を改正する条例……………	94
議案第 2 6 号	大崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例……………	95
議案第 2 7 号	大崎市放課後児童クラブ実施条例及び大崎市放課後児童 クラブ室設置条例の一部を改正する条例……………	96
議案第 2 8 号	大崎市青少年センター条例の一部を改正する条例……………	97
議案第 2 9 号	大崎市水道の布設工事監督者が監督業務を行う布設工事 並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定め る条例の一部を改正する条例……………	98
議案第 3 0 号	大崎市農業集落排水事業条例等の一部を改正する条例……………	103
議案第 3 1 号	大崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する 条例……………	107
議案第 3 2 号	財産の処分について……………	108

議案第 33 号	指定管理者の指定について……………	110
議案第 34 号	字の区域を新たに画することについて……………	111

諮問第 1 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として別紙の者を法務大臣に推薦したいので，人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により，議会の意見を求める。

令和 7 年 2 月 19 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

別 紙（諮問第 1 号）

住 所 大崎市鳴子温泉鬼首 [REDACTED]

氏 名 高 橋 和 広
[REDACTED] 生

諮問第 2 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として別紙の者を法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 7 年 2 月 19 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

別 紙（諮問第 2 号）

住 所 大崎市松山千石

氏 名 松 本 美 佐 子

生

諮問第 3 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として別紙の者を法務大臣に推薦したいので，人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により，議会の意見を求める。

令和 7 年 2 月 19 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

別 紙（諮問第 3 号）

住 所 大崎市古川南沢 [redacted]

氏 名 中 村 弥 生
[redacted] 生

諮問第 4 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として別紙の者を法務大臣に推薦したいので，人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により，議会の意見を求める。

令和 7 年 2 月 19 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

別 紙（諮問第 4 号）

住 所 大崎市古川福沼 [redacted]

氏 名 佐々木 正 弘

[redacted] 生

諮問第 5 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として別紙の者を法務大臣に推薦したいので，人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により，議会の意見を求める。

令和 7 年 2 月 19 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

別 紙（諮問第 5 号）

住 所 大崎市岩出山下野目 

氏 名 高 橋 一 浩
 生

諮問第 6 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として別紙の者を法務大臣に推薦したいので，人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により，議会の意見を求める。

令和 7 年 2 月 19 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

別 紙（諮問第 6 号）

住 所 大崎市鹿島台大迫 [redacted]

氏 名 佐 藤 政 重

[redacted] 生

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 6 年 1 2 月 2 7 日，令和 6 年度大崎市一般会計補正予算について，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので，同条第 3 項の規定によりこれを報告し，承認を求める。

令和 6 年度大崎市一般会計補正予算（第 1 0 号）

令和 6 年度大崎市一般会計の補正予算（第 1 0 号）は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 1 2，9 8 7 千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 7，9 0 7，9 6 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18 寄 附 金		38,195	478,933	517,128
	1 寄 附 金	38,195	478,933	517,128
20 繰 越 金		662,107	34,054	696,161
	1 繰 越 金	662,107	34,054	696,161
補正されなかった款項に係る額		66,694,679		66,694,679
歳 入 合 計		67,394,981	512,987	67,907,968

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		6,925,852	512,987	7,438,839
	1 総 務 管 理 費	5,954,253	512,987	6,467,240
補正されなかった款項に係る額		60,469,129		60,469,129
歳 出 合 計		67,394,981	512,987	67,907,968

議案第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 7 年 1 月 1 0 日，令和 6 年度大崎市一般会計補正予算について，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので，同条第 3 項の規定によりこれを報告し，承認を求める。

令和 6 年度大崎市一般会計補正予算（第 1 1 号）

令和 6 年度大崎市一般会計の補正予算（第 1 1 号）は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 1 0，0 0 0 千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 8，1 1 7，9 6 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 繰 入 金		4,346,964	179,354	4,526,318
	1 基 金 繰 入 金	4,296,518	179,354	4,475,872
20 繰 越 金		696,161	30,646	726,807
	1 繰 越 金	696,161	30,646	726,807
補正されなかった款項に係る額		62,864,843		62,864,843
歳 入 合 計		67,907,968	210,000	68,117,968

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 土 木 費		7,973,873	210,000	8,183,873
	2 道 路 橋 り ょ う 費	2,178,688	210,000	2,388,688
補正されなかった款項に係る額		59,934,095		59,934,095
歳 出 合 計		67,907,968	210,000	68,117,968

議案第 3 号

教育委員会委員の任命について

本市教育委員会委員に別紙の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 19 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

別 紙（議案第 3 号）

住 所 仙台市青葉区 [redacted]

氏 名 佐 藤 寛

[redacted] 生

議案第 4 号

令和 7 年度大崎市一般会計予算

令和 7 年度大崎市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6 5, 5 1 0, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 2, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		17,269,999
	1 市 民 税	6,607,023
	2 固 定 資 産 税	8,293,940
	3 軽 自 動 車 税	500,861
	4 市 た ば こ 税	1,026,783
	5 入 湯 税	64,919
	6 都 市 計 画 税	776,473
2 地 方 譲 与 税		676,689
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	140,390
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	442,040
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1
	4 森 林 環 境 譲 与 税	94,258
3 利 子 割 交 付 金		8,369
	1 利 子 割 交 付 金	8,369
4 配 当 割 交 付 金		57,773
	1 配 当 割 交 付 金	57,773
5 株式等譲渡所得割交付金		65,782
	1 株式等譲渡所得割交付金	65,782
6 法 人 事 業 税 交 付 金		341,310
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	341,310
7 地 方 消 費 税 交 付 金		3,578,882
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	3,578,882
8 ゴルフ場利用税交付金		11,564
	1 ゴルフ場利用税交付金	11,564
9 環 境 性 能 割 交 付 金		88,100
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	88,100
10 地 方 特 例 交 付 金		148,197
	1 地 方 特 例 交 付 金	132,927
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	14,664
	3 定額減税減収補填特例交付金	606
11 地 方 交 付 税		17,980,000
	1 地 方 交 付 税	17,980,000
12 交通安全対策特別交付金		16,598
	1 交通安全対策特別交付金	16,598

(単位：千円)

款	項	金 額
13 分 担 金 及 び 負 担 金		4 2 4, 6 4 2
	1 負 担 金	4 2 4, 6 4 2
14 使 用 料 及 び 手 数 料		4 8 0, 4 5 3
	1 使 用 料	4 1 1, 0 8 0
	2 手 数 料	6 9, 3 7 3
15 国 庫 支 出 金		9, 5 0 3, 6 4 2
	1 国 庫 負 担 金	7, 6 5 4, 0 8 7
	2 国 庫 補 助 金	1, 7 5 6, 6 0 7
	3 委 託 金	9 2, 9 4 8
16 県 支 出 金		4, 3 4 5, 7 0 0
	1 県 負 担 金	2, 5 2 6, 3 9 0
	2 県 補 助 金	1, 5 6 1, 2 8 2
	3 委 託 金	2 5 8, 0 2 8
17 財 産 収 入		1 1 7, 1 5 4
	1 財 産 運 用 収 入	8 8, 9 0 3
	2 財 産 売 払 収 入	2 8, 2 5 1
18 寄 附 金		5, 0 0 1
	1 寄 附 金	5, 0 0 1
19 繰 入 金		2, 9 1 3, 5 2 2
	1 基 金 繰 入 金	2, 9 1 3, 5 2 2
20 繰 越 金		4 0 0, 0 0 0
	1 繰 越 金	4 0 0, 0 0 0
21 諸 収 入		1, 5 4 2, 5 2 3
	1 延 滞 金, 加 算 金 及 び 過 料	1 0, 2 0 0
	2 市 預 金 利 子	1
	3 貸 付 金 元 利 収 入	6 5 4, 3 4 4
	4 雑 入	8 7 7, 9 7 8
22 市 債		5, 5 3 4, 1 0 0
	1 市 債	5, 5 3 4, 1 0 0
歳 入 合 計		6 5, 5 1 0, 0 0 0

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		3 5 1, 4 5 4
	1 議 会 費	3 5 1, 4 5 4
2 総 務 費		6, 8 1 1, 9 0 0
	1 総 務 管 理 費	5, 5 5 2, 0 6 9
	2 徴 税 費	7 1 5, 6 5 9
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	2 4 4, 3 1 7
	4 選 挙 費	1 7 6, 9 7 1
	5 統 計 調 査 費	7 8, 4 7 5
	6 監 査 委 員 費	4 4, 4 0 9
3 民 生 費		2 2, 1 4 9, 0 2 5
	1 社 会 福 祉 費	8, 8 1 7, 8 1 5
	2 児 童 福 祉 費	1 0, 5 7 2, 3 8 4
	3 生 活 保 護 費	2, 7 5 1, 5 6 5
	4 災 害 救 助 費	7, 2 6 1
4 衛 生 費		7, 0 0 1, 3 5 8
	1 保 健 衛 生 費	4, 8 9 8, 3 5 4
	2 清 掃 費	2, 1 0 3, 0 0 4
5 労 働 費		3 2, 4 2 3
	1 労 働 諸 費	3 2, 4 2 3
6 農 林 水 産 業 費		1, 8 5 5, 7 6 1
	1 農 業 費	1, 7 1 7, 4 5 6
	2 林 業 費	1 3 8, 3 0 5
7 商 工 費		1, 6 9 3, 1 9 1
	1 商 工 費	1, 6 9 3, 1 9 1
8 土 木 費		6, 6 4 4, 1 0 9
	1 土 木 管 理 費	5 7 3, 1 3 7
	2 道 路 橋 り ょ う 費	2, 1 0 0, 8 4 5
	3 河 川 費	5 4 5, 2 9 2
	4 都 市 計 画 費	3, 1 0 9, 5 4 1
	5 住 宅 費	3 1 5, 2 9 4
9 消 防 費		2, 4 3 1, 5 5 1
	1 消 防 費	2, 4 3 1, 5 5 1

(単位：千円)

款	項	金 額
10 教 育 費		6, 9 9 7, 0 2 5
	1 教 育 総 務 費	1, 5 4 2, 8 9 4
	2 小 学 校 費	1, 2 1 3, 6 3 4
	3 中 学 校 費	4 5 5, 3 8 5
	4 幼 稚 園 費	2, 9 6 5
	5 社 会 教 育 費	1, 6 6 4, 2 3 8
	6 保 健 体 育 費	2, 1 1 7, 9 0 9
11 災 害 復 旧 費		1
	1 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1
12 公 債 費		9, 4 4 2, 2 0 2
	1 公 債 費	9, 4 4 2, 2 0 2
13 予 備 費		1 0 0, 0 0 0
	1 予 備 費	1 0 0, 0 0 0
歳 出	合 計	6 5, 5 1 0, 0 0 0

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
おおさき日本語学校留学生奨学支援金	令和 8 年度	40,095
総合計画策定支援業務委託	令和 8 年度	9,628
地域路線バス運行維持補助金	令和 8 年度	63,413
住民情報系システム標準化更新事業	自 令和 8 年度 至 令和 1 0 年度	340,958
住民情報系システムリース（標準化機器）	自 令和 8 年度 至 令和 1 2 年度	39,523
行政診断改善支援業務委託	自 令和 8 年度 至 令和 9 年度	11,000
総合行政ネットワーク（第五次LGWAN）回線提供業務	自 令和 8 年度 至 令和 1 2 年度	5,399
総合行政ネットワーク（第五次LGWAN）機器リース	令和 8 年度	1,309
市長選挙ポスター掲示場設置等業務委託	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	6,853
市長選挙公報印刷業務	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	1,114
市議会議員選挙ポスター掲示場設置等業務委託	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	16,467
市議会議員選挙公報印刷業務	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	3,907
中小企業振興資金融資損失補償	自 令和 8 年度 至 令和 2 0 年度	60,000
道路橋りょう除雪等事業	令和 8 年度	700
都市計画道路見直し調査業務委託	自 令和 8 年度 至 令和 9 年度	9,194
市民プール大規模改修事業	令和 8 年度	246,161

第 3 表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎等設備整備事業	109,800	証書借入 又は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる政府資金 及び地方公共団 体金融機構資金 について、利率 の見直しを行っ た後においては、当該見直し 後の利率)	起債年度から据 置期間を含め30 年以内に元利均 等償還又は元金 均等償還により 償還する。ただ し、融通条件又 は財政の都合に より償還年限を 短縮し、若しく は低利債に借り 換えることがで きる。
地域振興施設整備事業	51,100	同上	同上	同上
施設等除却事業	46,500	同上	同上	同上
児童保育施設整備事業	63,600	同上	同上	同上
放課後児童支援施設整備事業	75,900	同上	同上	同上
水道事業出資事業	6,400	同上	同上	同上
土地改良事業	51,000	同上	同上	同上
観光施設整備事業	213,400	同上	同上	同上
道路新設改良事業	961,300	同上	同上	同上
排水路等整備事業	306,500	同上	同上	同上
河川等浚渫事業	77,000	同上	同上	同上
街路整備事業	86,100	同上	同上	同上
市街地整備事業	185,500	同上	同上	同上
住宅整備事業	29,100	同上	同上	同上
消防施設整備事業	101,800	同上	同上	同上
児童等通学支援事業	55,800	同上	同上	同上
学校教育環境整備事業	24,300	同上	同上	同上
小学校施設改修事業	448,900	同上	同上	同上

中 学 校 施 設 改 修 事 業	2,400	同上	同上	同上
公 民 館 施 設 整 備 事 業	5,800	同上	同上	同上
文 化 施 設 整 備 事 業	6,100	同上	同上	同上
学 校 給 食 施 設 整 備 事 業	98,800	同上	同上	同上
体 育 施 設 整 備 事 業	386,900	同上	同上	同上

議案第 5 号

令和 7 年度大崎市市有林事業特別会計予算

令和 7 年度大崎市市有林事業特別会計の予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ 4 0，4 9 6 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 支 出 金		1 6, 1 5 2
	1 県 補 助 金	1 6, 1 5 2
2 財 産 収 入		1 2, 0 0 6
	1 財 産 運 用 収 入	2 0 6
	2 財 産 売 払 収 入	1 1, 8 0 0
3 繰 入 金		1 1, 8 3 7
	1 他 会 計 繰 入 金	1 1, 8 3 7
4 繰 越 金		5 0 0
	1 繰 越 金	5 0 0
5 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入 合 計		4 0, 4 9 6

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		7 2 7
	1 総 務 管 理 費	7 2 7
2 造 林 事 業 費		3 7, 6 1 0
	1 造 林 事 業 費	3 7, 6 1 0
3 公 債 費		2, 1 5 9
	1 公 債 費	2, 1 5 9
歳 出 合 計		4 0, 4 9 6

議案第 6 号

令和 7 年度大崎市奨学資金貸与事業特別会計予算

令和 7 年度大崎市奨学資金貸与事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 26,015 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 19 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		2 1 4
	1 財 産 運 用 収 入	2 1 4
2 寄 附 金		1
	1 寄 附 金	1
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		1 8, 4 0 8
	1 貸 付 金 元 利 収 入	1 8, 4 0 8
5 繰 入 金		7, 3 9 1
	1 基 金 繰 入 金	7, 3 9 1
歳 入 合 計		2 6, 0 1 5

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		2 1 5
	1 総 務 管 理 費	2 1 5
2 事 業 費		2 5, 8 0 0
	1 貸 与 事 業 費	2 5, 8 0 0
歳 出 合 計		2 6, 0 1 5

議案第 7 号

令和 7 年度大崎市夜間急患センター事業特別会計予算

令和 7 年度大崎市夜間急患センター事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 4 7, 7 6 3 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		23,807
	1 負 担 金	23,807
2 使 用 料 及 び 手 数 料		39,463
	1 使 用 料	38,983
	2 手 数 料	480
3 繰 入 金		78,463
	1 他 会 計 繰 入 金	78,463
4 繰 越 金		6,000
	1 繰 越 金	6,000
5 諸 収 入		30
	1 雑 入	30
歳 入 合 計		147,763

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 夜 間 急 患 セ ン タ ー 費		145,763
	1 夜 間 急 患 セ ン タ ー 費	145,763
2 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		147,763

議案第 8 号

令和 7 年度大崎市日本語学校事業特別会計予算

令和 7 年度大崎市日本語学校事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8 9 , 7 1 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		39,975
	1 使用料	39,525
	2 手数料	450
2 繰入金		39,007
	1 他会計繰入金	39,007
3 諸収入		10,732
	1 雑入	10,732
歳入合計		89,714

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 日本語学校費		88,714
	1 日本語学校費	88,714
2 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		89,714

議案第 9 号

令和 7 年度大崎市国民健康保険特別会計予算

令和 7 年度大崎市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 3, 6 2 8, 7 1 7 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 税		1, 8 5 2, 8 8 6
	1 国 民 健 康 保 険 税	1, 8 5 2, 8 8 6
2 使 用 料 及 び 手 数 料		2 0 9
	1 手 数 料	2 0 9
3 国 庫 支 出 金		1
	1 国 庫 補 助 金	1
4 県 支 出 金		1 0, 4 1 5, 9 9 5
	1 県 補 助 金	1 0, 4 1 5, 9 9 5
5 財 産 収 入		1, 1 1 7
	1 財 産 運 用 収 入	1, 1 1 7
6 繰 入 金		1, 3 4 7, 9 0 8
	1 他 会 計 繰 入 金	8 2 2, 9 4 5
	2 基 金 繰 入 金	5 2 4, 9 6 3
7 繰 越 金		4, 0 0 0
	1 繰 越 金	4, 0 0 0
8 諸 収 入		6, 6 0 1
	1 延 滞 金, 加 算 金 及 び 過 料	5, 6 0 0
	2 雑 入	1, 0 0 1
歳 入 合 計		1 3, 6 2 8, 7 1 7

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		74,833
	1 総 務 管 理 費	44,321
	2 徴 税 費	30,054
	3 運 営 協 議 会 費	458
2 保 険 給 付 費		10,020,011
	1 療 養 諸 費	8,631,967
	2 高 額 療 養 費	1,352,533
	3 移 送 費	100
	4 出 産 育 児 諸 費	22,510
	5 葬 祭 諸 費	12,900
	6 傷 病 手 当 諸 費	1
3 国 民 健 康 保 険 金 事 業 費 納 付 金		3,356,148
	1 医 療 給 付 費 分	2,281,723
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	828,357
	3 介 護 納 付 金 分	246,068
4 保 健 事 業 費		128,997
	1 保 健 事 業 費	128,997
5 基 金 積 立 金		1,117
	1 基 金 積 立 金	1,117
6 諸 支 出 金		17,611
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	17,611
7 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出 合 計		13,628,717

議案第 10 号

令和 7 年度大崎市後期高齢者医療特別会計予算

令和 7 年度大崎市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 6 8 9, 6 3 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		1, 272, 274
	1 後期高齢者医療保険料	1, 272, 274
2 使用料及び手数料		15
	1 手 数 料	15
3 繰 入 金		414, 382
	1 他 会 計 繰 入 金	414, 382
4 繰 越 金		510
	1 繰 越 金	510
5 諸 収 入		2, 451
	1 延滞金, 加算金及び過料	50
	2 償還金及び還付加算金	2, 401
歳 入 合 計		1, 689, 632

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		22, 343
	1 総 務 管 理 費	13, 805
	2 徴 収 費	8, 538
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		1, 664, 378
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1, 664, 378
3 諸 支 出 金		2, 411
	1 償還金及び還付加算金	2, 411
4 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出 合 計		1, 689, 632

議案第 1 1 号

令和 7 年度大崎市介護保険特別会計予算

令和 7 年度大崎市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 3, 8 9 8, 4 4 6 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（歳出予算の流用）

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 介 護 保 険 料		2, 9 1 3, 1 1 9
	1 介 護 保 険 料	2, 9 1 3, 1 1 9
2 使 用 料 及 び 手 数 料		4 0
	1 手 数 料	4 0
3 国 庫 支 出 金		3, 3 8 3, 4 8 2
	1 国 庫 負 担 金	2, 3 9 5, 9 2 7
	2 国 庫 補 助 金	9 8 7, 5 5 5
4 支 払 基 金 交 付 金		3, 6 3 9, 7 1 8
	1 支 払 基 金 交 付 金	3, 6 3 9, 7 1 8
5 県 支 出 金		1, 9 5 7, 8 0 7
	1 県 負 担 金	1, 8 5 8, 3 4 0
	2 県 補 助 金	9 9, 4 6 7
6 財 産 収 入		1, 2 0 6
	1 財 産 運 用 収 入	1, 2 0 6
7 繰 入 金		2, 0 0 1, 0 2 2
	1 他 会 計 繰 入 金	1, 9 9 9, 6 8 0
	2 基 金 繰 入 金	1, 3 4 2
8 繰 越 金		2, 0 0 0
	1 繰 越 金	2, 0 0 0
9 諸 収 入		5 2
	1 延 滞 金, 加 算 金 及 び 過 料	5 0
	2 雑 入	2
歳 入 合 計		1 3, 8 9 8, 4 4 6

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		1 2 7, 9 4 6
	1 総 務 管 理 費	7, 6 9 6
	2 徴 収 費	1 4, 2 8 2
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	1 0 5, 8 2 3
	4 計 画 策 定 費	1 4 5
2 保 険 給 付 費		1 3, 0 9 0, 0 8 2
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	1 2, 0 7 7, 6 7 5
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	1 9 4, 4 6 0
	3 そ の 他 諸 費	1 2, 6 6 3
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	2 8 0, 5 7 1
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	3 1, 3 9 9
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	4 9 3, 3 1 4
3 地 域 支 援 事 業 費		6 7 1, 4 6 8
	1 介 護 予 防 事 業 費	4 9, 0 2 6
	2 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	2 8 1, 1 0 4
	3 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	3 4 0, 2 0 0
	4 そ の 他 諸 費	1, 1 3 8
4 基 金 積 立 金		1, 2 0 6
	1 基 金 積 立 金	1, 2 0 6
5 諸 支 出 金		5, 7 4 4
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	5, 7 4 4
6 予 備 費		2, 0 0 0
	1 予 備 費	2, 0 0 0
歳 出 合 計		1 3, 8 9 8, 4 4 6

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
介護認定審査会支援システムリース	自 令和 7 年度 至 令和 1 0 年度	2,643

議案第 12 号

令和 7 年度大崎市宅地造成事業特別会計予算

令和 7 年度大崎市宅地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9, 440 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 19 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		4, 0 9 6
	1 財 産 売 払 収 入	4, 0 9 6
2 繰 越 金		5, 3 4 4
	1 繰 越 金	5, 3 4 4
歳 入 合 計		9, 4 4 0

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		8, 9 4 0
	1 総 務 管 理 費	8, 9 4 0
2 予 備 費		5 0 0
	1 予 備 費	5 0 0
歳 出 合 計		9, 4 4 0

議案第 13 号

令和 7 年度大崎市工業団地造成事業特別会計予算

令和 7 年度大崎市工業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 881 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 19 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		1
	1 財 産 売 払 収 入	1
2 繰 越 金		5 2 0
	1 繰 越 金	5 2 0
3 繰 入 金		3 6 0
	1 他 会 計 繰 入 金	3 6 0
歳 入 合 計		8 8 1

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 管 理 費		7 8 1
	1 総 務 管 理 費	7 8 1
2 予 備 費		1 0 0
	1 予 備 費	1 0 0
歳 出 合 計		8 8 1

議案第14号

令和7年度大崎市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度大崎市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給水戸数	52,148戸
(2)	年間総給水量	14,706,686 m ³
(3)	一日平均給水量	40,292 m ³
(4)	主要な建設改良事業	
	配水施設整備事業	1,848,400千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	水道事業収益	3,914,332千円
第1項	営業収益	3,701,585千円
第2項	営業外収益	212,742千円
第3項	特別利益	5千円
支 出		
第1款	水道事業費用	3,937,962千円
第1項	営業費用	3,772,799千円
第2項	営業外費用	136,663千円
第3項	特別損失	8,500千円
第4項	予備費	20,000千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額1,518,187千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。)

収 入

第1款 水道事業資本的收入	1,147,426千円
第1項 企業債	981,800千円
第2項 補助金	23,858千円
第3項 負担金	82,070千円
第4項 他会計負担金	53,297千円
第5項 出資金	6,400千円
第6項 固定資産売却代金	1千円

支 出

第1款 水道事業資本的支出	2,665,613千円
第1項 建設改良費	1,875,178千円
第2項 企業債償還金	680,185千円
第3項 投資	100,250千円
第4項 予備費	10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
給水管布設工事 資金融資利子補給	自令和8年度 至令和12年度	給水管布設工事資金 借入額の利子に相当する額
給水管布設工事 資金融資に伴う 損失補償	自令和7年度 至令和12年度	給水管布設工事資金 未償還元金の10% に相当する額
水道台帳閲覧システムリース	自令和8年度 至令和9年度	2,678

量水器購入	自令和 7 年度 至令和 8 年度	75,000
-------	-------------------	--------

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の 目的	限度額 (千円)	起債の 方法	利率	償還の方法
配水管整備 事業	346,700	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる政府資金 及び地方公共団 体金融機構資金 について、利率 の見直しを行っ た後においては、当該見直し 後の利率)	政府資金、地方公 共団体金融機構資 金及びその他の借 入先の融資条件に よる。ただし、企 業財政の都合によ り据置期間及び償 還年限を短縮し、 若しくは繰上償還 又は低利債に借り 換えることができる。
水道施設整備 事業	612,400	同上	同上	同上
水道総合地 震対策事業	22,700	同上	同上	同上

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、200,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用

(2) 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合

は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 277,773千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業経営のため大崎市一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、23,101千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、65,000千円と定める。

令和7年2月19日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第 15 号

令和 7 年度大崎市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 7 年度大崎市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	27,794 戸
(2) 年間総処理水量	7,532,735 m ³
(3) 一日平均処理水量	20,637 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
下水道整備事業	1,640,217 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 下水道事業収益	4,355,591 千円
第 1 項 営業収益	1,884,479 千円
第 2 項 営業外収益	2,444,940 千円
第 3 項 特別利益	26,172 千円
支 出	
第 1 款 下水道事業費用	4,670,564 千円
第 1 項 営業費用	4,316,850 千円
第 2 項 営業外費用	330,111 千円
第 3 項 特別損失	3,603 千円
第 4 項 予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,234,202千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。)

収 入

第1款 下水道事業資本的収入	3,347,402千円
第1項 企業債	1,715,400千円
第2項 他会計出資金	710,000千円
第3項 他会計補助金	223,381千円
第4項 国県補助金	659,500千円
第5項 負担金及び分担金	39,121千円

支 出

第1款 下水道事業資本的支出	4,581,604千円
第1項 建設改良費	1,640,217千円
第2項 企業債償還金	2,931,387千円
第3項 予備費	10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
水洗便所改造資金融資利子補給	自令和8年度 至令和12年度	水洗便所改造資金借入額の利子に相当する額
水洗便所改造資金融資に伴う損失補償	自令和7年度 至令和12年度	水洗便所改造資金未償還元金の10%に相当する額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の 目的	限度額 (千円)	起債の 方法	利率	償還の方法
公共下水道整備事業	493,700	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度から据置期間を含め40年以内に元利均等償還又は元金均等償還により償還する。ただし、融通条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは借り換えることができる。
特定環境保全公共下水道整備事業	164,500	同上	同上	同上
浄化槽整備事業	76,200	同上	同上	同上
流域下水道整備事業	45,900	同上	同上	同上
資本費平準化債(公共下水道事業)	162,000	同上	同上	同上
資本費平準化債(特定環境保全公共下水道事業)	100,000	同上	同上	同上
資本費平準化債(農業集落排水事業)	200,000	同上	同上	同上
特別措置分(公共下水道事業)	72,200	同上	同上	同上

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用

(2) 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 188,809千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業経営のため大崎市一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,376,470千円である。

令和7年2月19日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第 16 号

令和 7 年度大崎市病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 7 年度大崎市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 大崎市民病院

病床数	一般 494 床 感染症 6 床 計 500 床	
区 分	入 院	外 来
年間患者数	147,825 人	265,435 人
1 日平均患者数	405.0 人	1,088.0 人

(2) 大崎市民病院鳴子温泉分院

病床数	一般 40 床	
区 分	入 院	外 来
年間患者数	12,775 人	15,004 人
1 日平均患者数	35.0 人	62.0 人

(3) 大崎市民病院岩出山分院

病床数	一般 40 床	
区 分	入 院	外 来
年間患者数	12,775 人	22,340 人
1 日平均患者数	35.0 人	92.3 人

(4) 大崎市民病院鹿島台分院

病床数	一般 40 床	
区 分	入 院	外 来
年間患者数	13,140 人	32,755 人
1 日平均患者数	36.0 人	135.4 人

(5) 大崎市民病院田尻診療所

区 分	外 来
年間患者数	10,499 人
1 日平均患者数	43.4 人

(6) 大崎市民病院健康管理センター

区 分	外 来
年間患者数	9 7 5 人
1 日平均患者数	4 . 0 人
区 分	健 診
年間利用者数	1 6 , 7 9 0 人
1 日平均利用者数	6 9 . 4 人

(7) 主要な建設改良事業

区 分	予 定 額
医療設備等整備事業	1 , 1 6 5 , 1 1 4 千円
病院建設事業	7 5 0 , 8 0 5 千円
医療施設等整備事業	1 7 1 , 1 3 5 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	2 7 , 7 6 8 , 5 5 8 千円
第1項 医業収益	2 4 , 7 9 2 , 5 4 3 千円
第2項 医業外収益	2 , 8 1 8 , 6 3 9 千円
第3項 特別利益	1 5 7 , 3 7 6 千円

支 出

第1款 病院事業費用	2 8 , 7 1 4 , 8 5 4 千円
第1項 医業費用	2 8 , 3 5 6 , 4 9 8 千円
第2項 医業外費用	3 3 3 , 6 0 5 千円
第3項 特別損失	1 4 , 7 5 1 千円
第4項 予備費	1 0 , 0 0 0 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額886,266千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。)

収 入

第 1 款 資本的収入	2, 8 2 5, 4 0 4 千円
第 1 項 企業債	2, 0 8 7, 0 0 0 千円
第 2 項 負担金交付金	7 3 6, 8 4 8 千円
第 3 項 他会計補助金	1, 5 5 3 千円
第 4 項 長期貸付金返還金	2 千円
第 5 項 固定資産売却代金	1 千円

支 出

第 1 款 資本的支出	3, 7 1 1, 6 7 0 千円
第 1 項 建設改良費	2, 2 7 6, 7 9 5 千円
第 2 項 企業債償還金	1, 4 1 1, 6 7 5 千円
第 3 項 投資	1 3, 2 0 0 千円
第 4 項 予備費	1 0, 0 0 0 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間			限度額 (千円)
病院機能評価業務委託	自	令和 7 年度	至 令和 8 年度	2, 2 9 8
定期刊行医学雑誌購入	自	令和 7 年度	至 令和 8 年度	2, 9 7 0
ウェブサイトリニューアル業務委託	自	令和 7 年度	至 令和 8 年度	8, 3 8 8
看護補助者派遣業務委託	自	令和 7 年度	至 令和 8 年度	5 0, 5 4 7
物流管理システム更新事業	自	令和 7 年度	至 令和 8 年度	1 0 1, 1 5 6
地域医療連携拠点施設整備工事	自	令和 7 年度	至 令和 8 年度	2, 6 4 1, 2 9 1

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 (千円)	起債の 方 法	利 率	償還の方法
医療設備等 整備事業	1,165,100	証書 借入	3.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借入れる政府 資金及び地方 公共団体金融 機構資金につ いて、利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	政府資金、地方公 共団体金融機構資 金及びその他の借 入先の融資条件に よる。ただし、企業 財政の都合により 据置期間及び償還 年限を短縮し、若し くは繰上償還又は 低利債に借り換え ることができる。
病院建設 事業	750,800	同上	同上	同上
医療施設等 整備事業	171,100	同上	同上	同上

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用
- (2) 医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 13,259,373千円

(2) 交際費 495千円

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業経営のため大崎市一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、624,966千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、9,358,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第12条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

取得する資産

種 類	名 称	数 量
器械備品	放射線治療装置	一式
器械備品	仮想化基盤	一式
器械備品	電子カルテシステム	一式
器械備品	採血管準備装置	一式
器械備品	内視鏡部門システム	一式
器械備品	健診システム	一式

令和7年2月19日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第 17 号

大崎市鳴子温泉地域市営バスの設置及び運営並びに管理等に関する
条例の一部を改正する条例

大崎市鳴子温泉地域市営バスの設置及び運営並びに管理等に関する条例
(平成18年大崎市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条の表鬼首線の項中「18.7キロメートル」を「20.1キロメ
ートル」に改める。

第14条中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第 1 （第 6 条関係）

市営バス使用料金表

鬼首線 鳴子総合支所～（吹上キャンプ場前・リゾートパークオニコウ
ベ経由）～田野原

																				(単位:円)					
																				黒王堂前					
																				鳴子総合支所		200			
																				鳴子温泉駅前		200	200		
																				旧総合支所前		200	200	200	
																				車湯		200	200	200	200
																				末沢		200	200	200	200
																				鳴子温泉分岐		200	200	200	200
																				大黒		200	200	200	200
																				鳴子ダム前		200	200	200	200
																				展望台		200	200	200	200
																				見手野原		200	200	300	300
																				磐沢		200	200	200	300
																				神滝		200	200	200	300
																				高黒沢		200	200	200	300
																				柏木原		200	200	200	300
																				寛能湖畔公園		200	200	300	400
																				高黒泉		200	200	300	400
																				横元		200	200	300	400
																				小向		200	200	300	400
																				鬼首学校前		200	200	300	400
																				原台		200	200	300	400
																				中田野		200	200	300	400
																				田野原		200	200	300	400
																				宮沢温泉		200	200	300	400
																				吹上キャンプ場前		200	200	300	400
																				間ヶっ島前		200	200	300	400
																				三杉		200	200	300	400
																				リゾートパークオニコウベ		200	300	400	500
																				ペンション村		200	200	300	400

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第 18 号

大崎市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例

大崎市職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成 18 年大崎市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 第 2 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め，同条第 4 項中「（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって，当該職員が現に監護するもの，児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）」を削り，「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第 11 条中「介護時間」の次に「，子育て時間」を加える。

第 15 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（子育て時間）

第 15 条の 3 子育て時間は，職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が 6 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子を養育するため，1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て時間の時間は，1 日につき 2 時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

- 3 子育て時間については、給与条例第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第17条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第16条（見出しを含む。）中「及び介護時間」を「，介護時間及び子育て時間」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後において、この条例による改正後の大崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による時間外勤務の制限に関する制度を利用するため同項の規定による請求（その3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するためにするものに限る。）をしようとする職員は、施行日前においても、同項の規定の例により当該請求をすることができる。

（大崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 3 大崎市職員の育児休業等に関する条例（平成18年大崎市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「又は同条例第15条の2第1項の規定による介護時間」を「，同条例第15条の2第1項の規定による介護時間又は第15条の3第1項の規定による子育て時間」に、「又は当該介護時間」を「，当該介護時間又は当該子育て時間」に改め、同条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

令和7年2月19日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第 19 号

大崎市特別会計条例の一部を改正する条例

大崎市特別会計条例（平成 18 年大崎市条例第 72 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 3 号中「大崎市」を削り，同条中第 5 号を第 6 号とし，第 4 号を第 5 号とし，第 3 号の次に次の 1 号を加える。

（４） 日本語学校事業特別会計

第 2 条中「及び第 5 号」を削る。

附 則

この条例は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 19 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第 20 号

大崎市市税条例及び大崎市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

(大崎市市税条例の一部改正)

第 1 条 大崎市市税条例（平成 18 年大崎市条例第 73 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条の 2 第 9 項中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

第 63 条の 2 第 1 項第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

第 89 条第 2 項第 2 号中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

第 139 条の 3 第 2 項第 1 号中「同条第 15 項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 16 項」に改める。

第 149 条第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

(大崎市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正)

第 2 条 大崎市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成 28 年大崎市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第 21 号

大崎市都市計画税条例の一部を改正する条例

大崎市都市計画税条例（平成 18 年大崎市条例第 77 号）の一部を次のように改正する。

別表古川稲葉の部鴻ノ巣の項中「196 番」を「196 番 1， 196 番 2」に改め，同部前田の項中「12 番 3」を「12 番 3 から 12 番 5 まで」に改め，同表古川米袋の部水押の項中「52 番 5 から 52 番 7 まで」を「52 番 6， 52 番 7」に改め，「， 55 番 2」を削り，同表古川米倉の部上屋敷の項中「6 番 1， 6 番 2」を「6 番 1 から 6 番 3 まで」に改め，同表古川福浦の部新土手外の項中「102 番 1， 102 番 2， 103 番， 104 番」を「102 番 1 から 102 番 4 まで， 103 番 1， 103 番 2， 104 番 1， 104 番 2」に改め，同表古川新田の部旭の項中「104 番から 106 番まで」を「105 番， 106 番」に改め，同表古川桜ノ目の部新高谷地の項中「117 番 1， 117 番 2」を「117 番 1 から 117 番 3 まで」に改め，同表古川沢田の部沼ノ上の項中「5 番 7， 5 番 8」を「5 番 7 から 5 番 9 まで」に改め，「13 番」の次に「， 16 番 1， 16 番 2」を加え，同表古川休塚の部要害前の項中「9 番 2」を「9 番 2 から 9 番 13 まで」に改め，「， 10 番 3」及び「， 15 番 2」を削り，「19 番 2， 21 番 2， 22 番 2， 23 番から 25 番まで」を「24 番， 25 番」に改め，同表古川境野宮の部前田の項中「111 番から 113 番まで， 114 番 1」を「111 番， 112 番， 113 番 1 から 113 番 9 まで」に，「115 番から 117 番まで」を「116 番， 117 番」に改め，「， 119 番， 120 番 1」を削り，「145 番 1 から 145 番 11 まで」を「145 番 1 から 145 番 12 まで」に，「149 番」を「149 番 1 か

ら 1 4 9 番 3 まで」に改め、同表三本木住居表示区域の部三本木新町一丁目の項中「4 番 1 3 3 から 4 番 1 3 5 まで」を「4 番 1 3 5」に、「4 番 1 4 3 から 4 番 1 5 3 まで」を「4 番 1 4 3 から 4 番 1 6 0 まで」に改め、同表鹿島台木間塚の部小谷地の項中「3 9 0 番 3」を「3 9 0 番 3 から 3 9 0 番 1 0 まで」に改め、同表鹿島台平渡の部小沢の項中「2 番 7 から 2 番 1 2 まで」を「2 番 7 から 2 番 1 3 まで」に改め、同部中里の項中「1 6 番 5 から 1 6 番 2 0 まで」を「1 6 番 5 から 1 6 番 1 6 まで、1 6 番 1 9、1 6 番 2 0」に改め、同部長根の項中「6 8 番 1 から 6 8 番 4 まで」を「6 8 番 1 から 6 8 番 5 まで」に改め、同部東銭神の項中「1 番 1 から 1 番 4 1 まで」を「1 番 1 から 1 番 4 2 まで」に、「3 番 3 から 3 番 5 まで」を「3 番 3 から 3 番 8 まで」に、「4 番 1 0 から 4 番 1 4 まで」を「4 番 1 0 から 4 番 1 7 まで」に、「7 番 7 から 7 番 2 4 まで」を「7 番 7 から 7 番 2 6 まで」に、「8 番 1 3 から 8 番 1 5 まで」を「8 番 1 3 から 8 番 1 7 まで」に、「9 0 番」を「9 0 番 1、9 0 番 2」に改め、同部狸沢の項中「3 2 番 7 から 3 2 番 2 5 まで」を「3 2 番 7 から 3 2 番 2 6 まで」に改め、同表岩出山上野目の部小豆田の項中「8 番」の次に「8 番 2」を、「9 番」の次に「9 番 2」を加え、「2 9 番 3 から 2 9 番 6 まで」を「2 9 番 3 から 2 9 番 7 まで」に改め、同表岩出山の部上川原町の項中「9 5 番 9 から 9 5 番 1 1 まで」を「9 5 番 9 から 9 5 番 1 2 まで」に改め、同部下川原の項中「8 番 8 から 8 番 3 5 まで」を「8 番 1 0 から 8 番 2 9 まで、8 番 3 1 から 8 番 3 5 まで」に改め、同部通丁の項中「1 5 番 9 から 1 5 番 1 7 まで」を「1 5 番 9、1 5 番 1 0、1 5 番 1 2、1 5 番 1 3、1 5 番 1 5、1 5 番 1 6、1 5 番 1 8」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大崎市都市計画税条例の規定は，令和 7 年度以後の年度分の都市計画税について適用し，令和 6 年度分までの都市計画税については，なお従前の例による。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第 22 号

大崎市手数料条例の一部を改正する条例

大崎市手数料条例（平成 18 年大崎市条例第 78 号）の一部を次のように改正する。

別表 38 の項中

「

43,000 円
86,000 円
130,000 円
170,000 円
220,000 円
300,000 円
65,000 円
120,000 円
200,000 円
270,000 円
340,000 円
480,000 円
190,000 円
260,000 円
390,000 円
510,000 円
660,000 円
870,000 円

」

「

60,000 円
103,000 円
174,000 円
256,000 円
370,000 円
515,000 円
82,000 円
137,000 円
244,000 円
356,000 円
490,000 円
695,000 円
207,000 円
277,000 円
434,000 円
596,000 円
810,000 円
1,085,000 円

」

を

に

改め、同表３９の項中「８７０，０００円」を「１，０８５，０００円」に改める。

附 則

この条例は、令和７年５月２３日から施行する。

令和７年２月１９日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第 23 号

大崎市手数料条例及び大崎市建築基準条例の一部を改正する条例

(大崎市手数料条例の一部改正)

第 1 条 大崎市手数料条例（平成 18 年大崎市条例第 78 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 3 第 1 項各号を次のように改める。

(1) 一戸建ての住宅 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額

ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号。以下「基準省令」という。）第 10 条第 2 号イ（1）及びロ（1）に規定する事項に適合することを証明する書類（以下この項及び次条第 3 項において「第 1 基準適合証明書類」という。）を作成した場合 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
200 平方メートル以内のもの	32,300 円
200 平方メートルを超えるもの	36,100 円

イ 基準省令第 10 条第 2 号イ（2）及びロ（2）に規定する事項に適合することを証明する書類（以下この項及び次条第 3 項において「第 2 基準適合証明書類」という。）を作成した場合 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
200 平方メートル以内のもの	16,400 円

200平方メートルを超えるもの	17,700円
-----------------	---------

ウ 基準省令第10条第2号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）及びロ（1）に規定する事項に適合することを証明する書類（以下この項及び次条第3項において「第3基準適合証明書類」という。）を作成した場合 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
200平方メートル以内のもの	24,000円
200平方メートルを超えるもの	26,600円

（2） 共同住宅等（兼用住宅（一戸の住宅の用途に供する建築物で、住宅以外の用途を兼ねるものをいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。） 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第1基準適合証明書類を作成した場合 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
300平方メートル以内のもの	65,200円
300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	108,000円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	185,000円
5,000平方メートルを超えるもの	266,000円

備考 この表の床面積の合計は、当該共同住宅等の共用部分について基準省令第10条第1号ロ（1）に規定する誘導基準一次エネルギー消費量を算定していない場合（以下「共用部分の誘導基準一次エネルギー消費量を算定していない場合」という。）にあつては、当該共同住宅等の共用部

分の床面積を除いて算定する。

イ 第2基準適合証明書類を作成した場合 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
300平方メートル以内のもの	31,000円
300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	53,800円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	97,500円
5,000平方メートルを超えるもの	147,000円
備考 この表の床面積の合計は、共用部分の誘導基準一次エネルギー消費量を算定していない場合にあつては、当該共同住宅等の共用部分の床面積を除いて算定する。	

ウ 第3基準適合証明書類を作成した場合 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
300平方メートル以内のもの	48,000円
300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	81,000円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	141,000円
5,000平方メートルを超えるもの	206,000円
備考 この表の床面積の合計は、共用部分の誘導基準一次エネルギー消費量を算定していない場合にあつては、当該共同住宅等の共用部分の床面積を除いて算定する。	

(3) 非住宅建築物（住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。以

下同じ。) 次に掲げる場合に应じ、それぞれ次に定める額

ア 基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)又は同号ただし書に規定する事項に適合することを証明する書類(以下この項及び次条第3項において「第4基準適合証明書類」という。)を作成した場合 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
300平方メートル以内のもの	215,000円
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	269,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	348,000円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	497,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	612,000円
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	723,000円
25,000平方メートルを超えるもの	825,000円

イ 基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する事項に適合することを証明する書類(以下この項及び次条第3項において「第5基準適合証明書類」という。)を作成した場合 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
300平方メートル以内のもの	82,300円

300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	104,800円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	138,000円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	223,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	291,000円
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	350,000円
25,000平方メートルを超えるもの	411,000円

(4) 兼用住宅 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額

ア 住宅部分を対象とした申請 第1基準適合証明書類のある申請の場合にあっては第1号アの表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額、第2基準適合証明書類のある申請の場合にあっては第1号イの表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額、第3基準適合証明書類のある申請の場合にあっては第1号ウの表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額

イ 非住宅部分を対象とした申請 第4基準適合証明書類のある申請の場合にあっては前号アの表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額、第5基準適合証明書類のある申請の場合にあっては前号イの表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額

ウ 建築物全体を対象とした申請 第1基準適合証明書類のある住宅部分の申請の場合にあっては第1号アの表の左欄に掲げる床面

積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額，第2基準適合証明書類のある住宅部分の申請の場合にあっては第1号イの表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額，第3基準適合証明書類のある申請の場合にあっては第1号ウの表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額に，第4基準適合証明書類のある非住宅部分の申請の場合にあっては前号アの表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額，第5基準適合証明書類のある非住宅部分の申請の場合にあっては前号イの表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額を加えて得た額

(5) 複合建築物（住宅の用途に供する部分及び住宅の用途以外に供する部分からなる建築物をいい，兼用住宅を除く。以下同じ。） 次に掲げる申請の区分に応じ，それぞれ次に定める額

ア 共同住宅部分を対象とした申請 第1基準適合証明書類のある申請の場合にあっては第2号アの表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額，第2基準適合証明書類のある申請の場合にあっては第2号イの表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額，第3基準適合証明書類のある申請の場合にあっては第2号ウの表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額

イ 非住宅部分を対象とした申請 第4基準適合証明書類のある申請の場合にあっては第3号アの表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額，第5基準適合証明書類のある申請の場合にあっては第3号イの表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額

ウ 建築物全体を対象とした申請 第1基準適合証明書類のある共

同住宅部分の申請の場合にあっては第２号アの表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額，第２基準適合証明書類のある共同住宅部分の申請の場合にあっては第２号イの表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額，第３基準適合証明書類のある申請の場合にあっては第２号ウの表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額に，第４基準適合証明書類のある非住宅部分の申請の場合にあっては第３号アの表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額，第５基準適合証明書類のある非住宅部分の申請の場合にあっては第３号イの表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額を加えて得た額

第２条の３第２項中「(以下「認定基準適合証明書類」という。)」を削り，同項第１号中「５，０００円」を「４，４００円」に改め，同項第２号を次のように改める。

(２) 共同住宅等 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ，それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
３００平方メートル以内のもの	８，８００円
３００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの	１９，０００円
２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のもの	４２，４００円
５，０００平方メートルを超えるもの	７６，０００円
備考 この表の床面積の合計は，共用部分の誘導基準一次エネルギー消費量を算定していない場合にあっては，当該共同住宅等の共用部分の床面積を除いて算定する。	

第2条の3第2項第3号の表を次のように改める。

床面積の合計	金額
300平方メートル以内のもの	8,800円
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	15,500円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	25,300円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	76,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	120,000円
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	152,000円
25,000平方メートルを超えるもの	190,000円

第2条の3第2項第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 兼用住宅 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 住宅部分を対象とした申請 第1号に定める額

イ 非住宅部分を対象とした申請 前号の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額

ウ 建築物全体を対象とした申請 第1号に定める額に、前号の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額を加えて得た額

(5) 複合建築物 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 共同住宅部分を対象とした申請 第2号の表の左欄に掲げる

床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額

イ 非住宅部分を対象とした申請 第 3 号の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額

ウ 建築物全体を対象とした申請 第 2 号の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額に，第 3 号の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額を加えて得た額

第 2 条の 4 第 1 項中「第 1 2 条第 1 項又は第 1 3 条第 2 項」を「第 1 1 条第 1 項又は第 1 2 条第 2 項」に改め，同項第 1 号中「基準省令第 1 条第 1 項第 1 号ロ証明書類」を「第 6 基準適合証明書類」に，「建築物」を「非住宅建築物」に改め，「住宅部分及び」を削り，「を除く。）」の次に「の合計」を加え，同号の表中

3 0 0 平方メートル未満	3 0 0 平方メートル以内のもの	を	に
3 0 0 平方メートル以上 1，0 0 0 平方メートル未満	3 0 0 平方メートルを超え 1，0 0 0 平方メートル以内のもの		
1，0 0 0 平方メートル以上 2，0 0 0 平方メートル未満	1，0 0 0 平方メートルを超え 2，0 0 0 平方メートル以内のもの		
2，0 0 0 平方メートル以上 5，0 0 0 平方メートル未満	2，0 0 0 平方メートルを超え 5，0 0 0 平方メートル以内のもの		
5，0 0 0 平方メートル以上 1 0，0 0 0 平方メ	5，0 0 0 平方メートルを超え 1 0，0 0 0 平方		

メートル未満
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満
25,000平方メートル以上

メートル以内のもの
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの
25,000平方メートルを超えるもの

改め、同項第2号中「基準省令第1条第1項第1号イ又は同号ただし書証明書類」を「第7基準適合証明書類」に、「建築物」を「非住宅建築物」に改め、「住宅部分及び」を削り、「を除く。）」の次に「の合計」を加え、同号の表中

300平方メートル未満
300平方メートル以上1,000平方メートル未満
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満

300平方メートル以内のもの
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの

10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満
25,000平方メートル以上

」

10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの
25,000平方メートルを超えるもの

」

改め、同項に次の5号を加える。

- (3) 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)又は同号ただし書に定める方法により規定する基準に適合することを証明する書類(以下この条において「第8基準適合証明書類」という。)を作成した一戸建て住宅 次の表の左欄に掲げる床面積(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積に限る。)(一次エネルギー消費量の算定が困難なものとして市長が別に定める部分の床面積を除く。)の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
200平方メートル以内のもの	32,300円
200平方メートルを超えるもの	36,100円

- (4) 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)のいずれかに規定する基準に適合することを証明する書類(以下この条において「第9基準適合証明書類」という。)を作成した一戸建て住宅 次の表の左欄に掲げる床面積(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積に限る。)(一次エネルギー消費量の算定が困難なものとして市長が別に定める部分の床面積を除く。)の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
200平方メートル以内のもの	24,000円
200平方メートルを超えるもの	26,600円

- (5) 第8基準適合証明書類を作成した共同住宅等 次の表の左欄に掲げる床面積（増築又は改築の場合にあっては，当該増築又は改築に係る部分の床面積に限る。）（一次エネルギー消費量の算定が困難なものとして市長が別に定める部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ，それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
300平方メートル以内のもの	65,200円
300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	108,000円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	185,400円
5,000平方メートルを超えるもの	266,000円
備考 この表の床面積の合計は，当該共同住宅等の共用部分について基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準一次エネルギー消費量を算定していない場合（次号において「共用部分の基準一次エネルギー消費量を算定していない場合」という。）にあっては，当該共同住宅等の共用部分の床面積を除いて算定する。	

- (6) 第9基準適合証明書類を作成した共同住宅等 次の表の左欄に掲げる床面積（増築又は改築の場合にあっては，当該増築又は改築に係る部分の床面積に限る。）（一次エネルギー消費量の算定が困難なものとして市長が別に定める部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ，それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
300平方メートル以内のもの	48,100円
300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	81,000円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	141,000円
5,000平方メートルを超えるもの	206,000円
備考 この表の床面積の合計は、共用部分の基準一次エネルギー消費量を算定していない場合にあつては、当該共同住宅等の共用部分の床面積を除いて算定する。	

(7) 複合建築物 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 非住宅部分を対象とした申請 第6基準適合証明書類のある申請の場合にあつては第1号の表左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表右欄に定める額、第7基準適合証明書類のある申請の場合にあつては第2号の表左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額

イ 住宅部分における一戸建て住宅を対象とした申請 第8基準適合証明書類のある申請の場合にあつては第3号の表左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表右欄に定める額、第9基準適合証明書類のある申請の場合にあつては第4号の表左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額

ウ 住宅部分における共同住宅等を対象とした申請 第8基準適合証明書類のある申請の場合にあつては第5号の表左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表右欄に定める額、第9基準適合証明書類のある申請の場合にあつては前号の表左欄に掲げる床面積の

合計の区分に応じ同表の右欄に定める額

第2条の4第2項中「第12条第2項若しくは第13条第3項」を「第11条第2項若しくは第12条第3項」に、「第11条」を「第13条」に改め、同条第3項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同項第1号中「基準省令第10条第2号イ（1）及びロ（1）」に規定する事項に適合することを証明する書類（以下この項において「基準省令第10条第2号イ（1）及びロ（1）証明書類」という。）を「第1基準適合証明書類」に改め、「掲げる」の次に「床面積の合計の」を加え、同号の表中「未満」を「以内のもの」に、「以上」を「を超えるもの」に改め、同項第2号中「基準省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）」に規定する事項に適合することを証明する書類（以下この項において「基準省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）証明書類」という。）を「第2基準適合証明書類」に改め、「掲げる」の次に「床面積の合計の」を加え、同号の表中「未満」を「以内のもの」に、「以上」を「を超えるもの」に改め、同項第8号アからウまでを次のように改める。

ア 共同住宅部分を対象とした申請 第1基準適合証明書類のある申請の場合にあっては第4号の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額、第2基準適合証明書類のある申請の場合にあっては第5号の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額、第3基準適合証明書類のある申請の場合にあっては第6号の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額

イ 非住宅部分を対象とした申請 第4基準適合証明書類のある申請の場合にあっては第7号の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額、第5基準適合証明書類のある申請の場合にあっては第8号の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ

同表の右欄に定める額

ウ 建築物全体を対象とした申請 第1基準適合証明書類のある共同住宅部分の申請の場合にあつては第4号の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額, 第2基準適合証明書類のある共同住宅部分の申請の場合にあつては第5号の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額, 第3基準適合証明書類のある共同住宅部分の申請の場合にあつては第6号の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額に, 第4基準適合証明書類のある非住宅部分の申請の場合にあつては第7号の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額, 第5基準適合証明書類のある非住宅部分の申請の場合にあつては第8号の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額を加えて得た額

第2条の4第3項第8号を同項第10号とし, 同項第7号アからウまでを次のように改める。

ア 住宅部分を対象とした申請 第1基準適合証明書類のある申請の場合にあつては第1号の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額, 第2基準適合証明書類のある申請の場合にあつては第2号の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額, 第3基準適合証明書類のある申請の場合にあつては第3号の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額

イ 非住宅部分を対象とした申請 第4基準適合証明書類のある申請の場合にあつては第7号の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額, 第5基準適合証明書類のある申請の場合にあつては前号の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同

表の右欄に定める額

ウ 建築物全体を対象とした申請 第1基準適合証明書類のある住宅部分の申請の場合にあつては第1号の表の左欄に掲げる床面積の合計区分に応じ同表の右欄に定める額，第2基準適合証明書類のある住宅部分の申請の場合にあつては第2号の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額，第3基準適合証明書類のある住宅部分の申請の場合にあつては第3号の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額に，第4基準適合証明書類のある非住宅部分の申請の場合にあつては第7号の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額，第5基準適合証明書類のある非住宅部分の申請の場合にあつては前号の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額を加えて得た額

第2条の4第3項第7号を同項第9号とし，同項第6号中「基準省令第10条第1号イ（2）及びロ（2）に規定する事項に適合することを証明する書類（以下この項において「基準省令第10条第1号イ（2）及びロ（2）証明書類」という。）」を「第5基準適合証明書類」に改め，「掲げる」の次に「床面積の合計の」を加え，同号の表中

建築物の共用部分の床面積の合計	を	床面積の合計	に
300平方メートル未満		300平方メートル以内のもの	
300平方メートル以上1,000平方メートル未満		300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	

1, 000 平方メートル 以上 2, 000 平方メー トル未満
2, 000 平方メートル 以上 5, 000 平方メー トル未満
5, 000 平方メートル 以上 10, 000 平方メ ートル未満
10, 000 平方メート ル以上 25, 000 平方 メートル未満
25, 000 平方メート ル以上

1, 000 平方メートル を超え 2, 000 平方メ ートル以内のもの
2, 000 平方メートル を超え 5, 000 平方メ ートル以内のもの
5, 000 平方メートル を超え 10, 000 平方 メートル以内のもの
10, 000 平方メート ルを超え 25, 000 平 方メートル以内のもの
25, 000 平方メート ルを超えるもの

」

」

改め、同号を同項第 8 号とし、同項第 5 号中「基準省令第 10 条第 1 号イ（１）及びロ（１）又は同号ただし書に規定する事項に適合することを証明する書類（以下この項において「基準省令第 10 条第 1 号イ（１）及びロ（１）又は同号ただし書証明書類」という。）」を「第 4 基準適合証明書類」に改め、「掲げる」の次に「床面積の合計の」を加え、同号の表中

「

300 平方メートル未満
300 平方メートル以上 1, 000 平方メートル

を

「

300 平方メートル以内 のもの
300 平方メートルを超 え 1, 000 平方メート

に

未満	ル以内のもの
1, 000 平方メートル 以上 2, 000 平方メー トル未満	1, 000 平方メートル を超え 2, 000 平方メ ートル以内のもの
2, 000 平方メートル 以上 5, 000 平方メー トル未満	2, 000 平方メートル を超え 5, 000 平方メ ートル以内のもの
5, 000 平方メートル 以上 10, 000 平方メ ートル未満	5, 000 平方メートル を超え 10, 000 平方 メートル以内のもの
10, 000 平方メート ル以上 25, 000 平方 メートル未満	10, 000 平方メート ルを超え 25, 000 平 方メートル以内のもの
25, 000 平方メート ル以上	25, 000 平方メート ルを超えるもの

改め、同号を同項第 7 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

- (6) 第 3 基準適合証明書類を作成した共同住宅等 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
300 平方メートル以内のもの	48, 100 円
300 平方メートルを超え 2, 000 平方メートル以内のもの	81, 000 円
2, 000 平方メートルを超え 5, 000 平方メートル以内のもの	141, 000 円
5, 000 平方メートルを超えるもの	206, 000 円

備考 この表の床面積の合計は、共用部分の誘導基準一次エネルギー消費量を算定していない場合にあっては、当該共同住宅等の共用部分の床面積を除いて算定する。

第2条の4第3項第4号中「基準省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）証明書類」を「第2基準適合証明書類」に改め、「掲げる」の次に「床面積の合計の」を加え、同号の表中

300平方メートル未満	を	300平方メートル以内のもの	に、
300平方メートル以上 2,000平方メートル未満		300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満		2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	
5,000平方メートル以上		5,000平方メートルを超えるもの	

「当該共同住宅等の共用部分について基準省令第10条第1号ロ（1）に規定する」を「共用部分の」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「基準省令第10条第2号イ（1）及びロ（1）証明書類」を「第1基準適合証明書類」に改め、「掲げる」の次に「床面積の合計の」を加え、同号の表中

300平方メートル未満	を	300平方メートル以内のもの	に、
300平方メートル以上		300平方メートルを超	

2, 0 0 0 平方メートル未満
2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満
5, 0 0 0 平方メートル以上

え 2, 0 0 0 平方メートル以内のもの
2, 0 0 0 平方メートルを超え 5, 0 0 0 平方メートル以内のもの
5, 0 0 0 平方メートルを超えるもの

「当該共同住宅等の共用部分について基準省令第10条第1号ロ（1）に規定する誘導基準一次エネルギー消費量を算定していない場合（以下「共用部分の誘導基準一次エネルギー消費量を算定していない場合」という。）」を「共用部分の誘導基準一次エネルギー消費量を算定していない場合」に改め、同号を同項第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

（3） 第3基準適合証明書類を作成した一戸建ての住宅 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
2 0 0 平方メートル以内のもの	2 4, 0 0 0 円
2 0 0 平方メートルを超えるもの	2 6, 6 0 0 円

第2条の4第4項中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、「（以下「基準適合証明書類」という。）」を削り、同項第2号中「掲げる」の次に「床面積の合計の」を加え、同号の表中

3 0 0 平方メートル未満
3 0 0 平方メートル以上

を

3 0 0 平方メートル以内のもの
3 0 0 平方メートルを超

に

2, 000 平方メートル未満
2, 000 平方メートル以上 5, 000 平方メートル未満
5, 000 平方メートル以上

え 2, 000 平方メートル以内のもの
2, 000 平方メートルを超え 5, 000 平方メートル以内のもの
5, 000 平方メートルを超えるもの

改め、同項第 3 号中「掲げる」の次に「床面積の合計の」を加え、同号の表中

300 平方メートル未満
300 平方メートル以上 1, 000 平方メートル未満
1, 000 平方メートル以上 2, 000 平方メートル未満
2, 000 平方メートル以上 5, 000 平方メートル未満
5, 000 平方メートル以上 10, 000 平方メートル未満
10, 000 平方メートル

300 平方メートル以内のもの
300 平方メートルを超え 1, 000 平方メートル以内のもの
1, 000 平方メートルを超え 2, 000 平方メートル以内のもの
2, 000 平方メートルを超え 5, 000 平方メートル以内のもの
5, 000 平方メートルを超え 10, 000 平方メートル以内のもの
10, 000 平方メートル

ル以上 25, 000 平方メートル未満
25, 000 平方メートル以上

ルを超え 25, 000 平方メートル以内のもの
25, 000 平方メートルを超えるもの

改め、同項第 4 号イ及びウ並びに同項第 5 号アからウまでの規定中「掲げる」の次に「床面積の合計の」を加え、同条第 5 項中「第 34 条第 3 項各号」を「第 29 条第 3 項各号」に改め、同条第 6 項中「第 36 条第 1 項」を「第 31 条第 1 項」に改め、同条第 7 項中「第 34 条第 3 項各号」を「第 29 条第 3 項各号」に改め、同条第 8 項中「第 35 条第 2 項」を「第 30 条第 2 項」に改め、同条第 9 項及び第 10 項を削る。

(大崎市建築基準条例の一部改正)

第 2 条 大崎市建築基準条例（平成 19 年大崎市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項の表 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のものの項中「500 平方メートル」を「300 平方メートル」に改め、同項の次に次のように加える。

300 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	39, 000 円
-------------------------------	-----------

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 6 第 1 項の場合において、特定建築行為（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項に規定する特定建築行為のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）第 2 条第 1 項第 1 号に該当するものに限る。以下この項において同じ。）をしようとする者からは、同項の手数料のほか、次の表の左欄に掲げる建築

物の用途及び中欄に掲げる床面積（特定建築行為に係る部分の床面積に限る。）の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を徴収するものとする。ただし、確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合で、増加する床面積が１０平方メートル以内であるときは、この限りでない。

建築物の用途	床面積の合計	金額
一戸建ての住宅	２００平方メートル以内のもの	１６，４００円
	２００平方メートルを超えるもの	１７，７００円
共同住宅等	３００平方メートル以内のもの	３１，０００円
	３００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの	５３，８００円
	２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のもの	９７，５００円
	５，０００平方メートルを超えるもの	１４７，０００円

第６条第１項中「第１８条第１６項」を「第１８条第２０項」に改め、同項の表２００平方メートルを超え５００平方メートル以内のものの項中「５００平方メートル」を「３００平方メートル」に改め、同項の次に次のように加える。

３００平方メートルを超え５００平方メートル以内のもの	３６，０００円
----------------------------	---------

第6条第4項及び第5項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 第1項の場合において、特定建築行為（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為をいう。以下この項において同じ。）をしようとする者からは、同項の手数料のほか、次の表の左欄に掲げる床面積（特定建築行為に係る部分の床面積に限る。）の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を徴収するものとする。

床面積の合計	金額
200平方メートル以内のもの	4,400円
200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	8,800円
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	15,500円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	25,300円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	76,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	120,000円
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	152,000円
25,000平方メートルを超えるもの	190,000円

第7条第1項中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同項の表200平方メートルを超え500平方メートル以内のものの項中「500平方メートル」を「300平方メートル」に改め、同項の次

に次のように加える。

300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	34,000円
----------------------------	---------

第8条中「第18条第20項」を「第18条第29項」に、「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、「28,000円」との次に「,「36,000円」とあるのは「35,000円」と」を加える。

第9条第1項の表の1の項中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月19日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第 24 号

大崎市まちづくり基金条例の一部を改正する条例

大崎市まちづくり基金条例（平成 18 年大崎市条例第 87 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中第 6 号を第 7 号とし，同号の前に次の 1 号を加える。

- （6） 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 2 号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として行う事業の財源に充てるとき。

附 則

この条例は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 19 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第 25 号

大崎市立学校の設置に関する条例及び大崎市立幼稚園預かり保育の
実施に関する条例の一部を改正する条例

(大崎市立学校の設置に関する条例の一部改正)

第 1 条 大崎市立学校の設置に関する条例（平成 18 年大崎市条例第 113 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号の表大崎市立にじの子幼稚園の項及び大崎市立川渡幼稚園の項を削る。

(大崎市立幼稚園預かり保育の実施に関する条例の一部改正)

第 2 条 大崎市立幼稚園預かり保育の実施に関する条例（平成 18 年大崎市条例第 116 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 号の表大崎市立にじの子幼稚園の項及び大崎市立川渡幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 2 月 19 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第 26 号

大崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

大崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年大崎市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項第 2 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 19 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第 27 号

大崎市放課後児童クラブ実施条例及び大崎市放課後児童クラブ室設置条例の一部を改正する条例

(大崎市放課後児童クラブ実施条例の一部改正)

第 1 条 大崎市放課後児童クラブ実施条例（平成 18 年大崎市条例第 163 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表大崎市鳴子放課後児童クラブの項中

「

大崎市立鳴子小学校	大崎市鳴子温泉字湯元 29 番地
-----------	------------------

を

「

大崎市鳴子放課後児童クラブ室	大崎市鳴子温泉字築沢 29 番地
----------------	------------------

に

改め、同表大崎市田尻放課後児童クラブの項中「20」を「50」に改める。

(大崎市放課後児童クラブ室設置条例の一部改正)

第 2 条 大崎市放課後児童クラブ室設置条例（平成 30 年大崎市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

大崎市鳴子放課後児童クラブ室	大崎市鳴子温泉字築沢 29 番地
----------------	------------------

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 19 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第 28 号

大崎市青少年センター条例の一部を改正する条例

大崎市青少年センター条例（平成 18 年大崎市条例第 130 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「北町五丁目 5 番 2 号」を「七日町 1 番 1 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 19 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第 29 号

大崎市水道の布設工事監督者が監督業務を行う布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

大崎市水道の布設工事監督者が監督業務を行う布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例（平成 24 年大崎市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条各号を次のように改める。

- （1） 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3 年以上水道，工業用水道，下水道，道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。
- （2） 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。
- （3） 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法によ

る専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。), 5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)であること。

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後, 6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)であること。

(5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校(次号において「高等学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後, 7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)であること。

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後, 8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)であること。

(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)であること。

(8) 第1号又は第2号の卒業生であって, 学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後, 又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後, 第1号の卒業生にあっては2年以上, 第2号の卒業生にあっては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した

経験を有するもの（第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

（9） 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

（10） 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

（11） 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

第5条第1号及び第2号を次のように改める。

（1） 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同項第5号に

規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

- (2) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

第5条第4号を次のように改める。

- (4) 前条第1項第1号、第3号及び第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同項第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同項第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については7年以上、同項第5号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

第5条に次の4号を加える。

- (5) 外国の学校において第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務

に従事した経験を有する者であること。

(6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者であること。

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

(8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月19日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第 30 号

大崎市農業集落排水事業条例等の一部を改正する条例

(大崎市農業集落排水事業条例の一部改正)

第 1 条 大崎市農業集落排水事業条例（平成 18 年大崎市条例第 199 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 14 条関係）

区分	汚水量	金額
基本使用料		1,705 円
従量使用料 （1 立方メートルにつき）	10 立方メートル以下	33 円
	10 立方メートルを超え 20 立方メートル以下	242 円
	20 立方メートルを超え 50 立方メートル以下	308 円
	50 立方メートルを超え 500 立方メートル以下	341 円
	500 立方メートルを超えるもの	308 円

(大崎市下水道条例の一部改正)

第 2 条 大崎市下水道条例（平成 18 年大崎市条例第 254 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 17 条関係）

区分	汚水量	金額
基本使用料		1,705 円

従量使用料 (1立方メートルにつき)	10立方メートル以下	33円
	10立方メートルを超え20立方メートル以下	242円
	20立方メートルを超え50立方メートル以下	308円
	50立方メートルを超え500立方メートル以下	341円
	500立方メートルを超えるもの	308円

(大崎市浄化槽整備事業条例の一部改正)

第3条 大崎市浄化槽整備事業条例（平成19年大崎市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第14条関係）

区分	汚水量	金額
基本使用料		1,705円
従量使用料 (1立方メートルにつき)	10立方メートル以下	33円
	10立方メートルを超え20立方メートル以下	242円
	20立方メートルを超え50立方メートル以下	308円
	50立方メートルを超え500立方メートル以下	341円
	500立方メートルを超えるもの	308円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の大崎市農業集落排水事業条例（以下「改正後の農集排条例」という。）の規定，第2条の規定による改正後の大崎市下水道条例（以下「改正後の下水道条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の大崎市浄化槽整備事業条例（以下「改正後の浄化槽条例」という。）の規定は，令和7年11月分の使用料から適用し，令和7年10月分までの使用料は，なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 改正後の農集排条例の規定，改正後の下水道条例の規定及び改正後の浄化槽条例の規定にかかわらず，使用料の額は，次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 令和7年11月分から令和8年10月分まで

区分	汚水量	金額
基本使用料		1,705円
従量使用料 (1立方メートルにつき)	10立方メートル以下	11円
	10立方メートルを超え20立方メートル以下	220円
	20立方メートルを超え50立方メートル以下	275円
	50立方メートルを超え500立方メートル以下	308円
	500立方メートルを超えるもの	275円

(2) 令和8年11月分から令和9年10月分まで

区分	汚水量	金額
基本使用料		1,705円
従量使用料	10立方メートル以下	22円

(1 立 方 メ ー ト ル に つ き)	1 0 立 方 メートルを超え 2 0 立 方 メートル以下	2 3 1 円
	2 0 立 方 メートルを超え 5 0 立 方 メートル以下	2 8 6 円
	5 0 立 方 メートルを超え 5 0 0 立 方メートル以下	3 1 9 円
	5 0 0 立 方 メートルを超えるもの	2 8 6 円

(3) 令和9年11月分から令和10年10月分まで

区分	汚水量	金額
基本使用料		1 , 7 0 5 円
従 量 使 用 料 (1 立 方 メ ー ト ル に つ き)	1 0 立 方 メートル以下	3 3 円
	1 0 立 方 メートルを超え 2 0 立 方 メートル以下	2 4 2 円
	2 0 立 方 メートルを超え 5 0 立 方 メートル以下	2 9 7 円
	5 0 立 方 メートルを超え 5 0 0 立 方メートル以下	3 3 0 円
	5 0 0 立 方 メートルを超えるもの	2 9 7 円

令和7年2月19日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第 31 号

大崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大崎市病院事業の設置等に関する条例（平成 18 年大崎市条例第 263 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項の表大崎市民病院の項中「腎臓・内分泌内科」を「腎臓・高血圧内科」に、「糖尿病・代謝内科」を「糖尿病代謝・内分泌内科」に、「疼痛緩和内科」を「疼痛緩和内科」に、「肛門外科」を「肛門外科」に、「歯科口腔外科」を「歯科口腔外科 感染症科 集中治療科」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 19 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第 3 2 号

財産の処分について

次のとおり財産を処分したいので、大崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 8 年大崎市条例第 7 0 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

1 処分する土地及び建物の所在地，種別及び数量

（１）土地

所在	大崎市古川飯川字熊野	40番2	学校用地	367	m ²
	同	40番5	学校用地	659	m ²
	同	66番1	学校用地	3,608	m ²
	同	66番4	学校用地	23,188	m ²
合 計				27,822	m ²

（２）建物

所在	大崎市古川飯川字熊野40番地2，59番地				
番号	種類	棟名称	構造	床面積	
1	校舎	管理教室棟	鉄筋コンクリート造2階建	1,627.10m ²	
2	校舎	体育館	鉄筋コンクリート造1階建	1,024.97m ²	
3	その他	倉庫 等	鉄骨造1階建 等	409.90m ²	

2 処分の目的

宮城県立古川支援学校の狭隘化解消のため、旧志田小学校跡地を有効活用するもの。

3 処分金額

120,765,000円

4 契約の方法

随意契約

5 契約の相手方

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県知事 村井 嘉浩

令和7年2月19日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第 33 号

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定したいので，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 24 条の 2 第 6 項の規定により，議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

大崎市中山平温泉交流館及び大崎市中山コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体の名称

有限会社 しんとろの湯

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 2 月 19 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第 34 号

字の区域を新たに画することについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、
本市の区域内の字の区域を別紙のとおり新たに画するものとする。

令和 7 年 2 月 19 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

別紙

土地改良事業施行区域内

新たに画する 字 名	左の区域に包含される区域	
	字 名	地 番
田尻八幡字八幡沼	田尻八幡字谷地	1の1, 2, 3の1, 4の1, 5の1, 6の1, 7の1, 8の1, 9の1, 10, 11の1, 12の1, 13の1, 13の3, 14の1, 14の2, 15の1, 15の2, 16の1, 16の2, 17から36まで, 37の2, 39の1から39の4まで, 40の1, 40の3から40の5まで, 40の7から40の9まで, 40の12, 41, 42の1, 42の2, 43から85まで及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	田尻八幡字寺崎	3の1, 3の3, 3の4, 4の1, 5の3, 7の1, 8の1, 9, 10, 11の1, 11の2, 12から14まで, 16, 17の1, 18の1, 19の1から19の3まで, 20, 21, 22の1, 23の1, 23の3, 24から35まで, 36の1から36の9まで, 37の1から37の4まで, 38の1, 38の2, 39の1, 39の2, 40から46まで, 47の1, 48の1, 49の1, 50の1, 51の1, 52, 53の1, 54の1, 55の1, 56の1, 57の1, 57の4及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	田尻八幡字北沼	1から5まで, 6の1, 7の1, 8, 9, 10の1, 10の3, 11から22まで, 23の1, 23の3, 24の1, 25の1, 25の3, 26の1, 26の2, 27から35まで, 36の1から36の3まで, 37の1, 38から41まで及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	田尻八幡字南沼	1の1, 2の1, 3の1, 4の1, 5の1, 5の2, 5の4, 5の5, 6の1, 6の3, 7から42まで, 43の1, 43の2, 44の1, 44の2, 45の1, 45の2, 46の1, 46の2, 47の1, 47の2, 48の1, 48の2, 49の1, 49の2, 50の1, 50の2, 51の1, 51の2, 52の1, 52の2, 53の1, 53の2, 54の1, 54の2, 55の1から55の3まで, 56の1, 56の2, 57の1, 57の2, 58の1, 58の2, 59の1, 59の2, 60の1, 60の2, 61の1, 61の2, 62の1, 62の2, 63の1, 63の2, 64の1, 64の2, 65の1, 65の2, 66の1, 66の2, 67から78まで及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	田尻八幡字北向	1の1, 2の3, 3, 4, 5の1, 6から8まで, 9の2, 10の2, 10の7, 10の8, 11の2, 12から20まで, 21の1, 22の1, 23の1, 24の1, 25から35まで, 36の1, 36の2, 37から42まで, 43の1, 43の2, 44の1, 44の4, 48から55まで, 56の1, 56の2, 57から69まで, 70の1, 70の3, 70の4, 71, 73の1及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の一部
田尻大嶺字大坊南	田尻大嶺字獅子	1の1, 1の2
	田尻大嶺字西沼	35の1, 36の1, 37の1, 38, 39の1, 40の1, 41の1, 42の1, 43の1, 44の1, 45の1, 46の1, 47の1, 48の1, 49の1, 50の1, 51の1, 52の1, 53から63まで, 65の1, 65の2, 65の4, 66の1, 67の1, 70の1, 71から86まで, 91の1, 92の1, 92の3, 95, 97から109まで, 110の3, 113の1, 115の2, 116の2, 118, 119及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	田尻大嶺字東沼	15, 16の1から16の3まで, 17, 18の1, 19から22まで, 24の1, 25, 26の1, 26の2, 27の1, 28の1及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部

新たに画する 字 名	左の区域に包含される区域	
	字 名	地 番
田尻大嶺字清水東	田尻大嶺字西沼	1, 4から18まで, 19の1, 19の3, 20の1, 21の1, 22の1, 23の1, 24の1, 25の1, 26の1, 27の1, 28の1, 29の1, 30の1, 31の1, 32の1, 33の1, 34及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部並びにこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部
	田尻大嶺字東沼	1から4まで, 7の1から7の3まで, 8, 9の1から9の4まで, 10, 11の1から11の3まで, 12, 13の1及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	田尻大嶺字北山	1, 14, 16, 17, 34, 55の1に隣接する水路である公有地の全部
	田尻大嶺字清水	1の8, 1の9に隣接する水路である公有地の全部
	田尻大嶺字清水東	1, 2, 3の1, 3の2, 4から21まで, 22の1, 23の1, 24から47まで, 49, 51から56まで, 57の1, 57の2, 58, 59及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	田尻大嶺字西谷地	20の1, 22から24まで, 25の1, 26, 27の2, 28の1, 28の2, 29の1, 29の2, 30の1, 30の2, 31の1, 31の2, 32の2, 33の1, 33の2, 35の1, 36の1, 37の1, 38の1, 39, 40, 41の1, 41の2, 42から51まで, 52の1, 53の1, 53の2, 54から56まで, 57の1, 57の2, 58から63まで, 65, 66, 68, 69, 71, 72の1, 72の2, 73の1, 73の2, 74, 75及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	田尻大嶺字金田	7から9まで, 10の1, 10の2, 11, 13の3及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部並びに24, 28, 29の1, 29の3, 29の6, 29の7に隣接する道路である公有地の全部
田尻大嶺字山崎東	田尻大嶺字土腐	1の1, 2の1, 3の1, 4から16まで, 17の1, 18の1, 19から29まで, 30の1, 31の1, 32の1, 33の1, 34の1, 35から43まで, 44の1, 45の1から45の4まで, 46の1, 46の2, 47から52まで, 53の1, 54の1, 55の1, 56の1, 57から61まで, 62の1, 63の1, 64の1, 65の1, 66の1, 67の1, 67の2, 68の1及びこれらの区域に介在する道路, 水路である公有地の全部
	田尻大嶺字西谷地	1, 1の2, 2の1から2の3まで, 3の1, 3の2, 4から8まで, 11, 13の1, 14の1, 14の2, 15の1, 16の1, 17の1, 18の1, 19の1及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	田尻大嶺字田中	1の一部, 2の一部, 3から15まで, 73から87まで, 88の1, 88の2, 89の1, 89の2, 90の2, 91から105まで, 169から173まで, 173の1, 174から178まで, 179の1, 179の2, 180から185まで, 186の1, 187の1, 188の1, 189の1, 190及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の一部
	田尻大嶺字浪打	18の一部, 25の1, 26の1の一部, 27の1の一部, 28の一部, 29の一部, 30の1の一部, 31の1の一部, 32の一部, 33から47まで, 49の1, 49の2, 50, 51の1, 52, 54から58まで及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部並びにこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部
田尻大嶺字新田中	田尻大嶺字田中	16から41まで, 42の1, 42の3, 43の1, 44の1, 45の1, 46から72まで, 106から134まで, 135の1, 136の1, 137の1, 138の1, 139から168まで, 199の1, 200から207まで, 208の1, 209から222まで, 223の1, 223の2, 224から230まで, 231の1, 232の1及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の一部

新たに画する 字 名	左の区域に包含される区域	
	字 名	地 番
田尻大嶺字新後田	田尻大嶺字小長崎	1 1 2の一部及び隣接する道路である公有地の一部
	田尻大嶺字後田	3, 3の1, 4, 4の1, 5の1, 5の2, 6の1, 7, 8, 9の1, 10, 11の1, 12の1, 13の1, 14から18まで, 19の1, 20の1, 21の1, 22の1, 23の1, 24の1, 25, 26の1, 27の1, 28の1, 28の4, 29の1, 30の1, 31の1, 31の2, 32から56まで, 57の1, 57の2, 58の1から58の3まで, 62から108まで, 109の一部, 110の一部, 110の1, 111から118までの各一部, 119から122まで, 123から132までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の一部
	田尻沼部字白山	3から5までの各一部, 19から22までの各一部, 24から27まで, 29から35まで, 36の1, 36の3, 41の1, 42の1, 43から47まで, 48の一部, 49から51まで, 51の1, 52, 54から58までの各一部, 59から61まで, 62の一部, 62の1の一部, 63から65までの各一部, 86から89までの各一部及びこれらの区域に隣接する道路, 水路である公有地の一部
	田尻沼部字一里塚	39の1, 39の2, 40の2, 48の2の一部
田尻大嶺字新小長崎	田尻大嶺字小長崎	1から8まで, 10から13まで, 18から44まで, 46の1, 47の1, 47の3, 48の1, 49から75まで, 78, 82から86まで, 87の1, 92の1, 93から111まで, 112の一部, 113から115まで, 118の1及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の一部
	田尻大嶺字後田	109から118までの各一部, 129から132までの各一部, 133, 134及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部並びに隣接介在する水路である公有地の全部
	田尻沼部字新清水出	1, 1の1から1の3まで, 2の2, 3の1, 3の2, 4の1, 4の2, 5の1, 5の2, 6の1, 6の2, 7の1, 7の2, 8から20まで, 20の1, 21, 22, 22の1, 23から31まで, 31の1, 32, 33の1, 33の2, 34の2の一部, 40から44までの各一部, 45から47までの各一部, 48の1の一部, 49から51までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	田尻沼部字土部	19の1から19の3まで, 20, 21, 22の1, 23, 24, 25の1から25の6まで, 26の1, 27及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部
	田尻沼部字五輪	1, 4から22まで, 23の一部, 24の一部, 26の一部, 27の一部, 28の1の一部, 28の2の一部, 30の一部, 33の一部, 35の一部, 37の一部, 38の1の一部, 39の1の一部, 41の一部, 42の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の一部
	田尻沼部字白山	1, 2, 3の一部, 8, 9から11までの各一部及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部並びにこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部
田尻大嶺字新坂下	田尻大嶺字坂下	4, 5の1, 5の2, 6の1, 6の2, 7, 8の1, 9, 10及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部並びにこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部
	田尻沼部字新田中前	1, 2, 2の1, 3から14まで, 14の1, 15の1, 16, 16の1, 17の1, 18の1, 19の1, 19の2, 20の1, 21の1, 22から30まで, 30の1, 31, 31の1, 32から35まで, 36の1, 37の1, 38から47まで, 48から51までの各一部, 54から57までの各一部, 58の一部, 59の一部, 60の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の一部

新たに画する 字 名	左の区域に包含される区域	
	字 名	地 番
田尻通木字田中西	田尻大嶺字浪打	1, 2の1, 3の1, 4, 5, 6の1, 7の1, 8の1, 9の1, 10の1, 11の1, 12から17まで, 18の一部, 19の1, 20, 21の1, 22の1, 23の1, 24の1, 26の1の一部, 27の1の一部, 28の一部, 29の一部, 30の1の一部, 30の2, 31の1の一部, 31の2, 32の一部, 59から61まで及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部並びにこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部
	田尻大嶺字薬師	102の2, 103の1
	田尻大嶺字田中	1の一部, 2の一部及びこれらの区域に隣接する道路, 水路である公有地の一部並びに1から15までの地先の水路である公有地の全部
	田尻通木字田中前	48, 49, 70, 70の1, 71, 73, 77, 78, 118の1, 119の2, 120の1, 121の1, 121の2, 133, 174の1, 174の2, 175, 176, 185, 186の1, 187の1, 189から205まで及び121の2, 174の2, 201, 202, 204, 205に隣接する道路, 水路である公有地の全部
	田尻通木字新山崎	1, 4, 5, 7から13まで, 15から23まで, 27, 27の1, 27の2, 29の3及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	田尻通木字山崎	9の1から9の3まで, 10の2, 11の1, 18, 19の1から19の3まで, 20, 21, 22の1, 24, 25の1, 36, 37, 38の1及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部
田尻通木字山崎浦	田尻通木字新山崎	33から41まで, 43から51まで, 53, 56から66まで, 67の1, 67の2, 68, 68の2から68の5まで, 69から72まで及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部並びにこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部
	田尻通木字山崎	96の9
田尻通木字新田中	田尻大嶺字田中	16から41までの地先の道路, 水路である公有地の一部
	田尻通木字田中前	1から13まで, 15から18まで, 20から34まで, 38から46まで, 47の1, 48の1, 49の1, 50の1, 51から65まで, 76の1, 77の1, 78の1, 79の1, 80の1, 81の1, 82の1, 83の1, 84の1, 85の1, 86の1, 87の1, 88の1, 89の1, 99の1, 100の1, 101の1, 102の1, 103の1, 104の1, 105の1, 106の1, 107の1, 108の1, 109の1, 110の1, 111の1, 112の1, 113の1, 114の1, 122の1, 123の1, 124の1, 125の1, 126, 127, 128の1, 129から132まで, 133の1, 134から145まで, 146の1, 146の5, 147の1, 147の5, 148の1, 148の5, 149から173まで及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	田尻通木字御室	11の2, 12から14まで, 29の2及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部並びに20に隣接する水路である公有地の全部
	田尻通木字山崎	43, 44及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部並びにこれらの区域に介在する水路である公有地の全部
	田尻通木字新寺下	10, 13から18まで, 20から24まで, 25の1, 25の2, 26から29まで, 30の1, 30の2, 31から36まで, 42から47まで, 54の6, 58, 59の1, 60の1及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	田尻通木字中崎	26の2に隣接する道路である公有地の全部

新たに画する 字 名	左の区域に包含される区域	
	字 名	地 番
田尻通木字新太平田	田尻通木字太平田	8, 9, 10の1, 10の2, 11から22まで, 23の1, 23の2, 24の1, 24の2, 25から68まで, 76から104まで, 105の1, 105の2, 106から140まで, 141の1, 141の3, 142の1, 143の1, 144の1, 145から174まで及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	田尻沼部字新南待	103から105まで, 105の1, 106, 107, 109, 111から129まで, 178から195まで, 197, 197の1, 198から201まで及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
田尻通木字新原東	田尻通木字御室	47の7
	田尻通木字中崎東	62から71まで, 85から88まで, 92の1, 92の2, 93から118まで, 128から152まで, 153の1, 153の2, 154, 155の1, 155の2, 156から161まで, 169の3, 171の2, 171の3, 172から182まで及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	田尻通木字道合	25, 30及びこれらの区域に介在する水路である公有地の全部
	田尻通木字原東	1から81まで, 82の1, 82の2, 83から97まで, 98の1から98の3まで, 99, 100及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	田尻通木字稲妻	1から6まで, 8から10まで, 12, 14から23まで, 25から29まで, 30の1, 30の2, 31から38まで及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	田尻通木字吉原	1から18までの各一部, 19, 20から22までの各一部, 23から133まで, 134の1, 134の2, 135の1, 135の2, 136の1, 136の2, 137から153まで及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	田尻沼部字上原	34の2, 34の4及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部
	田尻沼部字八丁目	1から10まで, 11から13までの各一部, 71から74までの各一部, 75, 77から89まで, 90から92までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の一部
	田尻北牧目字原田	10, 39の一部, 63の一部, 80の一部
	田尻北牧目字新田	14の一部, 15の一部, 17の一部, 18, 105から108までの各一部, 109の1の一部, 109の2の一部, 110から113までの各一部, 114の2の一部, 115の一部, 116の一部, 117から119まで, 120の1, 120の3, 121の1, 122から127まで, 127の1, 128から132まで, 133の一部, 136から167まで, 167の1, 168の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
田尻沼部字新舟場	田尻沼部字新田中前	48から51までの各一部, 52, 53, 54から57までの各一部, 57の1, 57の2, 58の一部, 59の一部, 60の1の一部, 61の1, 62, 63, 63の1, 63の2, 64, 64の1, 65, 65の1, 65の2, 66, 67, 67の1, 68から72まで, 72の1及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の一部
	田尻沼部字手代山	9, 11の1, 13の3, 18
	田尻沼部字新穴頭	1から10まで, 11の1, 12の1, 13から19まで, 19の1, 20から39まで, 40の1, 41の1, 42の1, 43の1, 44の1, 45の1, 47, 47の1, 48から50まで, 50の1及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部

新たに画する 字 名	左の区域に包含される区域	
	字 名	地 番
田尻沼部字新木戸浦	田尻沼部字新清水出	34の1, 34の2の一部, 35から38まで, 38の1, 39, 40から44までの各一部, 44の1, 45から47までの各一部, 48, 48の1の一部, 49から51までの各一部, 52, 53, 53の1, 54から58まで, 58の1, 59から64まで, 64の1, 65から69まで, 69の1, 70から72まで, 73の1, 73の2及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部並びにこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部
	田尻沼部字新館角	1の1, 1の2, 2, 2の1, 3, 3の1, 3の2, 4から14まで, 14の1, 15から21まで, 21の1, 22, 22の1, 23から27まで, 27の1, 28から30まで, 30の1, 31から33まで, 33の1, 34から41まで, 42の1, 42の2, 43の1から43の3まで, 44から51まで, 51の1, 52から54まで, 54の1, 55から66まで, 66の1から66の6まで, 67から70まで, 70の1, 71, 71の1, 72から75まで及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	田尻沼部字中島	1から6まで及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	田尻沼部字五輪	23の一部, 24の一部, 25, 26の一部, 27の一部, 28の1の一部, 28の2の一部, 29の1, 29の2, 30の一部, 33の一部, 35の一部, 36, 37の一部, 38の1の一部, 39の1の一部, 40, 41の一部, 42の一部, 43から62まで, 62の1, 63から68まで, 68の1, 69から71まで, 72の一部, 73, 74から76までの各一部, 79, 89から93までの各一部, 94から97まで, 99から119まで, 119の1, 120から125まで, 127から131まで, 132の1, 132の2, 133から136まで, 137の2, 137の3, 138, 140の1, 140の2及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の一部
	田尻沼部字白山	9から12までの各一部, 74の一部, 75の一部, 76, 77の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部並びに隣接介在する水路である公有地の全部
田尻沼部字新白山	田尻大嶺字後田	123から128までの各一部及び123に隣接する水路である公有地の全部
	田尻沼部字白山	3から5までの各一部, 6, 7, 11の一部, 12の一部, 13から18まで, 19から22までの各一部, 48の一部, 53, 54から58までの各一部, 62の一部, 62の1の一部, 63から65までの各一部, 66, 66の1, 67から73まで, 74の一部, 75の一部, 77の一部, 78から85まで, 86から89までの各一部, 90から96まで, 97の1, 98, 100から114まで, 115の1, 116の1, 117の1, 118の1, 119の1及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	田尻沼部字一里塚	29の1, 48の2の一部
	田尻沼部字石橋	6の1及び隣接する水路である公有地の全部
	田尻沼部字五輪	72の一部, 74から76までの各一部, 77, 78, 79の1, 80から88まで, 89から93までの各一部, 141, 142の1, 143の1, 144の1, 145の1, 146の1, 147の1, 148の1, 149の1, 150の1, 151の4, 156の1, 157から167まで, 167の1, 168から187まで及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の一部
	田尻沼部字籠田	17の5, 18の1, 22の2
	田尻沼部字三代山	51の3

新たに画する 字 名	左の区域に包含される区域	
	字 名	地 番
田尻沼部字新街道下	田尻沼部字大田	1, 1の2, 1の3, 2, 5から9まで, 9の1, 10から20まで, 21の2, 22から30まで, 31の1, 31の2, 32の1, 32の2, 33から36まで, 36の1, 37から55まで, 57の1, 58の1, 59の1, 60の1, 61の1, 62の1, 63の1, 64, 64の1, 65の1, 66の1, 67, 68の1, 69の1, 70の1, 71から85まで, 87, 88の1, 88の2, 89, 91, 92, 93の1, 94の1, 95の1, 96の1, 97の1, 98の1, 99の1, 100の1, 101の1, 102の1, 103の1及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	田尻沼部字雷	9の1
	田尻大嶺字街道下	1の1, 2の1, 3の1, 4の1, 5の1, 6の1, 7の1, 8の1, 9の1, 10の1, 11の1, 12の1, 13の1, 14の1, 15の1, 16の1, 17の1, 18の1, 19の1, 20の1, 21の1, 22の1, 23の1, 24の1, 25の1, 26の1, 27の1, 28の1, 29の1, 30の1, 31の1, 32の1, 33の1, 34の1, 35の1, 35の3, 36の1, 37の1, 38の1, 39の1, 40の1, 40の3, 41の1, 41の3, 42から76まで, 77の1, 78の1, 79の1, 80の1, 81から117まで, 120から154まで, 155の1, 156の1, 162から170まで, 171の1, 171の2, 172から185まで, 186の1, 186の2, 187の1, 187の2, 188から193まで, 194の1, 194の2, 195, 196の1, 196の2, 198の1, 198の2, 199から205まで, 207の2, 208から210まで及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	田尻大嶺字百塚	16の1, 18に隣接する道路, 水路である公有地の全部
田尻沼部字新三高野	田尻沼部字新穴尻	1, 4の1, 6, 7, 7の1, 7の2, 8から20まで, 22から34まで, 36, 37, 37の1, 38, 39, 39の1, 40から44まで, 44の1, 44の2, 45から51まで, 51の1, 51の2, 52, 52の1, 53, 53の2, 54, 54の1, 54の2, 55から59まで, 59の1, 60, 61及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	田尻沼部 字新八幡崎前	1, 3から8まで, 8の1, 10, 11の1, 11の2, 12の1, 12の2, 13の1, 13の2, 14の1, 14の2, 15の1, 15の2, 16の1, 16の2, 17の1, 17の2, 18の1, 18の2, 19, 19の1, 20, 20の1から20の3まで, 21の1から21の3まで, 22の1から22の3まで, 23の1, 23の2, 24の1, 24の2, 25の1, 25の2, 26の1, 26の2, 27, 28の1, 28の2, 29の1, 29の2, 30の1から30の3まで, 31の1から31の4まで, 32の1, 32の2, 33の1, 33の2, 34, 37から42まで, 43の1, 43の2, 44の1, 44の2, 45の1から45の3まで, 46から51まで, 51の1, 52, 53, 53の1, 54, 54の1, 54の2, 55から59まで, 61から65まで, 65の1, 66から68まで, 68の1, 69から72まで, 72の1から72の4まで, 73, 74, 74の1, 75, 76, 76の1, 77から86まで, 86の1, 86の2, 87, 87の1, 88から90まで, 92から104まで, 105の1から105の3まで, 106から108まで, 108の2, 109から116まで, 118から122まで及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部

新たに画する 字 名	左の区域に包含される区域	
	字 名	地 番
	田尻沼部字新千刈田	1から11まで、11の1、12から15まで、15の1から15の7まで、16の1、16の2、17の1、17の2、18の1、18の2、19の1、19の2、20の1、20の2、21の1、21の2、22の1、22の2、23の1、23の2、24の1、24の2、25の1、25の2、26、26の1から26の3まで、27の1、27の2、28の1、28の2、29の1、29の2、30の1、30の2、31の1、31の2、32、33、34の1、34の2、35の1、35の2、36の1、36の2、37の1、37の2、38の1、38の2、39の1、39の2、40の1、40の2、41の1、41の2、42の2、43の2、44から54まで、54の1、55から59まで、60の1、60の2、61の1、61の2、62から67まで、67の1、68から71まで、71の1、73、76、78、78の1、79、79の1、79の2、80、80の1、80の2、81から91まで、92の1、92の2、93の1から93の4まで、94の2から94の4まで、95の1、95の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
	田尻沼部字新寺川戸	14から17まで、17の1、18から20まで、20の1から20の6まで、21、21の1、22から24まで、24の1、24の2、25から36まで、36の1、37から40まで、40の1、40の2、41、41の1、42及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
	田尻沼部字新花崎	1、2の1、2の2、3、3の1から3の3まで、4の1、4の2、5、5の1から5の3まで、6、7、7の1、7の2、8から20まで、20の1、21から29まで、29の1、30、31の1、31の2、32の1、32の2、33の5、33の6、34、34の1から34の3まで、35、35の1、35の2、36から39まで、40の1、40の2、41の1、41の2、42の1、42の2、43の1、43の2、44から52まで、52の1、53の1、54、54の1、57、58、61から65まで、65の1、66から69まで、69の1、70から73まで、73の1、74から95まで、96の1、96の2、97の1から97の3まで、98の1から98の5まで、99の1から99の3まで、100から104まで、106の1、106の2、107、108の1、108の2、109、110の1、111の1、112の1、113の1、114の1、115の1、116の1、117の1、118から131まで、135から138まで、141から146まで、146の1、147から150まで、153の1、154から160まで、160の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
	田尻沼部字二階組	47及び隣接する道路である公有地の全部
	田尻沼部字染屋前	4の1、48の地先の道路である公有地の一部
	田尻沼部字新染屋前	2から4までの地先の道路である公有地の一部
田尻沼部字新貝ノ堀	田尻沼部字染屋前	10の1、11の3、16の3及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部
	田尻沼部字新染屋前	1から17まで、17の1、18から27まで、27の1、28、28の1、29から35まで、35の1、36から38まで、38の1、38の2、39から45まで、45の1、45の2、46から55まで、55の1、56から60まで、60の1、60の2、61から67まで、67の1、68から71まで、71の1、72から76まで、76の1、77から79まで、79の1、80から91まで、91の1、92から96まで、96の1、97から100まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

新たに画する 字 名	左の区域に包含される区域	
	字 名	地 番
	田尻沼部 字新五丁谷地	1, 2の1, 3の1, 3の3, 4の1, 4の3, 5, 5の1, 5の3, 6の1, から6の3まで, 7の1, 7の2, 8の1, 8の2, 9から14まで, 14の1, 15から17まで, 18の1, 19から21まで, 21の1, 22から26まで, 27の1, 28から32まで, 32の1, 33から38まで, 38の1, 38の2, 39から41まで, 41の1, 42から47まで, 47の1, 48, 48の1, 49から57まで, 57の1, 58から61まで, 61の1, 62から68まで, 69の1, 69の2, 70の1, 70の2, 71の1から71の3まで, 72の1, 72の2, 73の1, 73の2, 74, 74の1, 75から78まで, 79の1, 79の2, 80の1から80の3まで, 81の1から81の4まで, 82の1, 82の2, 83の1, 83の2, 84から98まで, 98の1, 99から101まで, 101の1, 101の2, 102, 102の1, 103から109まで, 110の1, 110の2, 111, 111の1, 111の2, 112の1から112の3まで, 113の1, 113の2, 114の1, 114の2, 115から129まで, 130の1, 130の2, 131の1, 131の2, 132の1から132の3まで, 133の1, 133の2, 134の1, 134の2, 135, 136, 136の1, 137から140まで, 140の1, 141から145まで, 145の1, 146から148まで, 148の1, 149, 150及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	田尻沼部字新宿浦	23の1, 24, 46, 47の地先の道路である公有地の一部
	田尻沼部字舘浦	34の2の地先の水路である公有地の一部
田尻沼部字新東田	田尻沼部字木戸前	4, 5, 15から27まで, 27の1, 28, 29の1, 30の1, 48の1, 48の3, 49の1, 50の1, 50の2, 51から69まで, 70の1から70の3まで, 86, 86の1, 87の1, 87の2, 88から98まで, 114, 115の1, 115の3, 116の1, 116の3, 117, 118, 118の1, 119, 120の1, 120の2, 121の1, 121の2, 122, 123の1, 123の3, 124の1, 124の4, 124の5及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	田尻沼部字東田	1の1, 2, 3の1, 4, 4の1, 5, 5の1, 5の4, 6, 6の1, 7の1, 8, 8の1, 9から15まで, 16の1, 17の1, 18の1, 19の1, 20の1, 21の1, 22の1, 25, 27の1, 28, 28の1, 29から38まで, 40から42まで, 42の1, 43から58まで, 60から88まで, 90から100まで, 100の1, 101から109まで, 109の1, 110から130まで, 132から160まで, 160の1, 161から167まで, 168の1, 168の2, 170から191まで, 199及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	田尻沼部字金鑄神	2の2及び隣接する水路である公有地の全部
	田尻沼部字寿崎	1, 2, 3の2, 8から10まで, 11の2, 12の2, 13の1, 13の2及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部
	田尻沼部字泉谷崎	3, 4, 19及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部
	田尻沼部字上高野前	1, 1の3, 2から17まで, 19から25まで, 26の1, 27の1, 28から30まで, 32から50まで, 53の1, 53の3, 54から57まで, 58の1, 59の1, 60の1, 61の1, 62の1, 63, 64, 65の1, 66の1, 67の1, 68の1, 69から73まで, 74の1, 75の1, 76, 77, 78の1, 79の1, 80の1, 81の1及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部

新たに画する 字 名	左の区域に包含される区域	
	字 名	地 番
	田尻沼部字芭良島	1, 1の3, 2から22まで, 23の1, 120の1, 121から123まで, 125から142まで, 144から146まで, 146の3, 147, 147の3, 148から170まで, 171の1及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	田尻沼部字俵田	1の2, 2, 3の2, 14から28まで, 29の1, 119の1, 119の3, 119の4, 120の1, 120の2, 121の1, 121の2, 122の1, 122の2, 123の1, 123の2, 124の1, 124の2, 125の1, 125の2, 126の1, 126の2, 127, 127の1, 127の2, 128の1, 128の2, 129の1, 129の2, 130の1, 130の2, 131の1, 131の2, 132の1, 132の2, 133の1, 133の2, 135の1, 135の2, 137の1, 137の2, 138の1, 138の2, 139の1, 139の2, 140の1, 140の2, 141の1, 141の2, 142の1, 142の2, 143の1, 143の2, 146, 147の1, 147の2, 148の1, 148の2, 149の1, 149の2, 150の1, 150の2, 151の1, 151の2, 152の1, 152の2, 153の1, 153の2, 154の1, 154の2, 155, 156の1, 156の2, 157の1, 157の2, 158, 159の1, 159の2, 160, 161の1, 161の2, 162の1, 162の2, 164の1, 164の2, 165の1, 165の2, 166, 167の1, 167の2, 168の1, 168の2, 169の1, 169の2, 170の1, 170の2, 171の1, 171の2, 172, 173の1, 173の2, 174, 174の1, 174の4, 174の5及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	田尻沼部字新百塚	112の1, 113から115まで, 115の1, 116から118まで, 119の2, 121, 122, 122の1, 123から127まで, 129から137まで及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
田尻沼部字新俵田	田尻沼部字車坂	1の2の地先の道路である公有地の一部
	田尻沼部字城ノ内	2, 3の2, 5及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部
	田尻沼部字奈良崎	1, 2の1, 2の2, 3, 4, 5の1, 5の2, 6から34まで, 34の1, 37から49まで, 51から53まで, 55から87まで及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	田尻沼部字奈良崎東	39
	田尻沼部字芭良島	24から93まで, 94の1, 94の2, 95から109まで, 109の1, 110から119まで, 172から214まで, 217から220まで及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部

新たに画する 字 名	左の区域に包含される区域	
	字 名	地 番
田尻沼部字新八丁目	田尻沼部字俵田	30から66まで、67の1、68の1、69の1、70の1、71の1、72の1、72の3、73の1、73の3、74の1、74の3、75の1、75の3、76の1、76の2、77の1、77の2、78の1、78の2、79の1、79の2、80の1、80の2、81の1、81の2、82の1、82の2、83、84の1、84の2、85の1、85の2、86の1、86の2、87、88の1、88の2、89の1、89の2、90の1、90の2、92の1、92の2、93の1、93の2、94の1、94の2、95の1、95の2、96の1、96の2、97、98の1、98の2、100の1、100の2、101の1、101の2、102の1、102の2、103の1、103の2、104の1、104の2、106、107の1、107の2、108の1、108の2、109の1、109の2、110の1、110の2、111の1、111の2、112の1、112の2、113の1、113の2、114の1、114の2、115の1、115の2、116、117の1、117の2、118の1、118の2、175の1から175の3まで、177の1から177の3まで、178の1から178の3まで、179の1から179の3まで、180の1から180の3まで、181の1から181の3まで、182の1から182の3まで、183の1から183の3まで、184の1から184の3まで、185の1から185の3まで、186の1から186の3まで、187の1から187の3まで、188、189の1から189の3まで、190の1から190の3まで、191の1から191の3まで、192の1から192の3まで、193の1から193の3まで、194の1から194の3まで、195の1から195の3まで、196の1から196の3まで、197の1から197の3まで、198の1から198の3まで、199の1から199の3まで、200の1から200の3まで、201の1から201の3まで、202、203の1から203の3まで、204、205の1から205の3まで、206の1から206の4まで、207の1から207の3まで、208の1から208の3まで、209の1から209の3まで、210の1から210の3まで、211の1から211の3まで、212の1から212の3まで、213の1から213の3まで、214、214の1から214の3まで、215の1から215の3まで、216の1から216の3まで、217、218の1から218の3まで、219の1、219の3、219の4、220、221の1、222の1、223の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
	田尻沼部字新百塚	88から107まで、107の1、108から111まで及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部並びに隣接介在する水路である公有地の全部
	田尻沼部字新南待	1から3まで、3の1、4、4の1、5の1、6、8、10から27まで、27の1、28、29、30の1、31の1、32の1、33の1、34の1、35、35の1、36の1、37の1、38の1、39の1、40の1、41の1、42の1、43の1、44の1、45の1、46の1、47の1、48の1、50の1、51の1、52の3、53の3、54の4、59から93まで、95から100まで、130、132の1、133の1、134、137、137の1、138から140まで、140の1、141から143まで、145から149まで、151から156まで、158から162まで、163の2、164の2、165の3、170、171、173から175まで、175の1、177及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

新たに画する 字 名	左の区域に包含される区域	
	字 名	地 番
	田尻沼部字八丁目	11から13までの各一部、14から30まで、31の1から31の3まで、32の1、33、34、57から70まで、71から73までの各一部、90から92までの各一部、93、94、96、97、98の1、98の2、99から104まで、106から113まで、113の1、114から130まで、137から141まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
	田尻沼部字上原	34の6、41の3、41の4、45及びこれらの区域に介在する道路、水路である公有地の全部並びに1の1、3の2に隣接する水路である公有地の全部
	田尻北牧目字原前	17及び隣接する水路である公有地の全部
	田尻北牧目字新田	133の一部、168の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部
	田尻北牧目字原田	39の一部、40、47、50から58まで、60、63の一部、70、80の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部
田尻沼部字新中新堀	田尻沼部字新堀	1の1、2から44まで、45の1、117の4及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
	田尻沼部字中新堀	1の1、1の3、2の1、2の2、3、3の1、3の2、4から8まで、8の1、9から47まで、49の1、50の1、90の1、91から130まで、130の1、131から134まで、134の1、135、136の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
	田尻沼部字新堀浦	7から16まで、16の1、17から29まで、39の1、39の2、40、41の1、41の2、42から49まで、49の1、50、51、80の1、81の1、81の2、82の1、82の2、83の1、83の2、84の1、84の2、85の1、85の2、86の1、86の2、87の1、87の2、88の1、88の2、89の1、89の2、90の1、90の2、91の1、91の2、92の1、92の2、93の1、93の2、94の1、94の2、95の1、95の3、95の4、96の1、96の2、97の1、97の2、98の1、98の2、99の1、99の2、100、101の1、101の2、102の1、102の2、103の1、103の2、104の1、104の2、105の1、105の2、106の1、106の2、107の1、107の2、108の1、108の2、109の1、109の2、110の1、110の2、111の1、111の2、112の1、112の2、113の1、113の2、114の1、114の2、115の1、115の2、116の1、116の2、117の1、117の2、118から134まで、135の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
	田尻沼部字原東	1の2、1の3、2の2、41に隣接する道路である公有地の全部
	田尻北牧目字新田前	33の8及び隣接する道路である公有地の全部
	田尻北牧目字新堀	1の1から1の3まで、2、2の1から2の4まで、3から8まで、9の1、10の1、10の6、11の1、11の12、12の1、12の2、13の2、13の3、17の3、18の1、19の1、20の1、21の1、22の1、23の1、24の1、25の1、26の1、27の1、28から37まで、57から64まで、64の1、64の2、65から76まで、106から116まで、116の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
	田尻北牧目字新田西	1から18までの各一部、20から22までの各一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部並びにこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部

新たに画する 字 名	左の区域に包含される区域	
	字 名	地 番
	田尻字太子堂	17の1, 18の1, 19の1, 20の1, 21から37まで, 37の1, 38から49まで及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部並びにこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部
	田尻北牧目字新田	1, 2, 3の2, 3の4, 14の一部, 15の一部, 17の一部, 74, 74の1, 74の2, 75から85まで, 85の1, 86, 86の1, 87から89まで, 89の1, 90, 90の1, 91, 91の1, 92から94まで, 94の1, 96から104まで, 104の1, 105から108までの各一部, 109, 109の1の一部, 109の2の一部, 109の3, 110から113までの各一部, 114の1, 114の2の一部, 115の一部, 116の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
田尻北牧目字新鴻巣	田尻北牧目字鴻巣	29の1, 29の2, 30の1, 30の2, 31の1, 32から38まで, 39の1, 40の1, 41の1, 42の1から42の3まで, 43から47まで, 52から68まで, 69の1, 69の2, 70の1, 70の2, 71の1から71の4まで, 72から88まで, 96の1から96の3まで, 97から111まで, 112の1から112の4まで, 113から117まで, 117の1, 118から128まで, 129の1, 129の2, 130の1, 131から141まで, 142の1, 142の2, 143の1, 143の2, 144の1, 144の2, 145の1, 145の2, 146の1, 146の2, 147の1, 147の2, 148から152まで, 153の1, 153の4の一部, 154の1, 154の2の一部, 155の1, 155の2, 156の1, 156の2, 157の1, 157の2及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の一部
	田尻北牧目字牛宿田	1, 3, 32, 33の地先の道路である公有地の一部
	田尻北高城字屋敷	16の3, 19の2及びこれらの区域に介在する水路である公有地の全部
田尻字新神楽田	田尻字小才下	1の1, 2の1, 3の2, 4の2, 5の3, 8から10まで, 11の1, 12の1, 13から19まで, 21から31まで, 32の1, 33の1, 34, 35, 36の1, 36の2, 37の1, 38から43まで, 51から54まで, 55の1, 55の2, 56から62まで, 63の1, 64の1, 65から77まで, 90から95まで, 105から116まで, 127から132まで, 133の1, 134の1, 135の1, 136の1, 137の1, 138の1及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	田尻字町尻	62から79まで, 85から115まで, 122から129まで, 130の1から130の4まで, 131から141まで及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	田尻字神楽田	1, 2の1, 3の1, 4の1, 5の1, 6の1, 7の1, 8の1, 9の1, 10から13まで, 14の1, 15の1, 16から30まで, 31の1, 31の2, 32から86まで, 87の1, 87の2, 88から126まで, 134から159まで, 160の1, 160の2, 161から167まで及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	田尻字牧目前	1から12まで, 15から40まで, 50から79まで, 80の1, 81から111まで, 112の1, 112の2, 112の4, 112の5, 113の1, 113の7, 114の1, 114の4, 115の1, 115の4, 115の5, 116の1, 116の4, 117の1, 117の3, 118から138まで, 139の1, 139の2, 140の1, 140の3, 141の1, 141の4, 142, 143の1, 144の1, 145の1, 146から151まで, 152の1, 153の1, 154の1, 155の1及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部

新たに画する 字 名	左の区域に包含される区域	
	字 名	地 番
田尻字新御蔵	田尻字御蔵	28の1, 29の1, 30の1, 31の1, 32の1, 33の1, 34の1, 35の1, 36の1, 37の1, 38の1, 39の1, 40の1, 41の1, 42の1, 43の1, 44の1, 45, 46の3, 46の4, 47, 48, 49の1, 50, 51の1, 52の1, 53の1, 54の1, 55の1, 56の1, 57の1, 58の1, 58の2, 59から79まで, 80の1, 80の2, 81から91まで, 126から145まで, 146の1, 146の2, 147から157まで, 158の1, 159の1, 162の1, 163の1, 164の1, 165の1, 165の2, 166から193まで, 194の1, 194の2, 195の1, 195の2, 202の4, 202の6, 203, 204の1, 205の1, 206の1, 207の1, 208, 209の1, 209の2, 210の1, 211の1, 212の1, 212の2, 213の1, 213の2, 214の1, 215の1, 216の1, 217の1, 218の1, 219の1, 219の2, 220の1, 221の1, 222の1, 223の1, 224の1, 225の1, 226の1, 227の1, 228の1, 229の1, 230の1, 231の1及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
田尻北高城字新前田	田尻北高城字前田	1から13まで, 14の1, 15の1, 16の1, 17から31まで, 48から80まで, 100から103まで, 104の1, 106の1, 107から137まで, 138の1, 138の2, 139の1から139の3まで, 140の1から140の3まで, 141から153まで, 154の1, 156の1, 157, 158, 159の1, 170の1, 171から198まで, 199の1及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の一部
	田尻北高城字土手前	2の1, 3の1, 4の1, 5の1, 6の1, 7の1, 8の1, 9の1, 10の1, 11の1, 12の1, 13の1, 14の1, 15の1, 16の1, 17の1, 18の1, 19の1, 20の1, 21から27まで, 28の1から28の3まで, 29, 32の4, 33, 34の1, 35の1, 36の1, 37の1及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部並びにこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部
	田尻北牧目字牛宿田	1から6まで, 7の1, 8の1, 9の1, 10の1, 11の1, 12の1, 14の1, 15の1, 16の1, 17の1, 18の1, 19の1, 20の1, 21の1, 22の1, 23から37まで及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	田尻北牧目字鴻巣	153の4の一部, 154の2の一部及び154の2に隣接する水路である公有地の一部
	田尻桜田高野字上田	10から17まで, 19, 21から30まで, 32から35まで, 36の1, 37, 38, 39の1の地先の水路である公有地の一部
	田尻桜田高野字新中田	170の1, 171, 172の地先の道路である公有地の一部
田尻桜田高野字新中田	田尻桜田高野字上田	1の3, 2の2, 3の2, 10から35まで, 36の1, 36の2, 37, 38, 39の1, 40の1, 40の3, 41から52まで, 81から92まで, 93の1, 93の3及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の一部
	田尻桜田高野字中田	1から4まで, 5の1, 5の2, 6から11まで, 12の1, 12の2, 13から19まで, 24から32まで, 33の1, 33の2, 34から44まで, 85から96まで, 105から116まで及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	田尻桜田高野字西田	13から24まで及びこれらの区域に隣接する道路, 水路である公有地の全部

新たに画する 字 名	左の区域に包含される区域	
	字 名	地 番
田尻桜田高野 字新道下	田尻桜田高野字下田	5から26まで、27の1、35の1、36から51まで、53、56から64まで、70の1、71の1、72の1、73の1、74の1、75の1、76の1、77の1、78の1、92の1、93の1、94の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
	田尻桜田高野 字苗代下	49の1から49の4までに隣接する水路である公有地の全部
	田尻桜田高野字道下	4の1、5の1、6の1、7の1、8から12まで、13の1、14の1、15の1、16の1、17の1、18の1、19、20の1、21の1、22の1、23の1、24の1、25の1、26の1、27から37まで、37の1、38から49まで、50の1、50の3、51の1、51の3、52から76まで及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部並びにこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部
	田尻大沢字上平柳	48の1、49の1、50の1、51の1、52の1、53の1、54の1、55の1、56の1、57の1、58の1、59から67まで、68の1、69の1、111の1、111の2、112から114まで、115の1、115の2及びこれらの区域に介在する道路、水路である公有地の全部
田尻大沢字新上平柳	田尻桜田高野字下田	28の1、29、30、31の1、31の2、32、33の1、34の1、95の1、96の1、97から107まで、108の1、108の2、109、110の1、111の1、112、113の1、114の1、115、116の1、117の1、118、119の1、120の1、121の1、122の1、123、124の1、125の1、126の1、127の1、128の1及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部並びにこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部
	田尻大沢字上平柳	9の1、10の1、11の1、12の1、13の1、14の1、15の1、16の1、17の1、18の1、19の1、20の1、21の1、22、23の1、24の1、26、27、28の1、29から38まで、39の1、39の2、40の1、40の2、41から45まで、46の1、47の1、70の1、71の1、72から89まで、90の1、91から109まで、110の1、116の1、116の2、117から138まで、139の1、139の2、140から157まで、159から164まで、165の1、168の1及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部並びにこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部